



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	吉田克己教授の経歴と業績
Author(s)	池田, 清治; Ikeda, Seiji
Citation	北大法学論集, 62(6), 187-233
Issue Date	2012-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48742
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-6_007.pdf



吉田克己教授の経歴と業績

池田清治

はじめに

吉田克己教授は、二〇一二年三月三日をもって北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。先生は一九四九年のお生まれで、いわゆる「団塊の世代」に属するが、今日に至るまで極めてエネルギーシユな研究活動を続けてこられた。その膨大で、浩瀚な研究業績は後に紹介するとおりであるが、後進をして圧倒せしめるところがある。

先生は、一九七二年に東京大学法学部をご卒業の後、同年、直ちに東京大学社会科学研究所助手として採用され、七八年に新潟大学法文学部助教授、八六年には同大学法学部教授に昇任された。そして、八八年に北海道大学法学部教授として着任さ

れ、その後、二四年間にわたって本学部・本研究科において民法の研究・教育にあたられてきた。この間、新潟大学時代に三年間、北海道大学に赴任されてから一年間、計四年間のフランス留学をご経験になり、その成果が大著『フランス住宅法の形成——住宅をめぐる国家・契約・所有権——』（一九九七年一月）〔業績I3〕に結実して、東京大学から学位を授与されている。

またそのお人柄と人望から、学会で多くの理事をお務めになつているほか、大学でも法科大学院設置時には法学部長・法学研究科長という要職にあり、加えて学外でも、札幌家庭裁判所では家事調停委員を、交通事故紛争処理センターでは審査員を、さらに北海道建設工事紛争審査会では委員及び会長を長く

お務めになつてゐる。

このような先生のご活躍はまさに驚嘆に値するし、そのすべてをフォローすることは到底かなうものではない。そこで、以下では、研究業績を中心に、先生のご活動の一端を紹介することにしたい。

I 研究上の業績

先生のご研究は、(1) 不動産法・土地法・住宅法、(2) 現代社会の変容に伴う民法学の理論的課題、(3) 判例研究を契機ないし中心とする個別的な解釈問題、という三つの系列に分けることができる。そこで、先生ご自身の位置づけやご感想も交えつつ、それぞれの分野における先生のご業績を振り返ってみよう。

1 不動産法・土地法・住宅法の研究

(1) 研究の出発点

先生の研究活動は、フランス不動産賃貸借法、とりわけ商事賃貸借法の研究から始まった。このご研究は、「現代不動産賃貸借法制分析への一視角——フランスを素材として」社

会科学研究二八巻三号(一九七六年一月)〔業績Ⅱ7〕を経て、助手論文「フランスにおける商事賃貸借法制の形成と展開(1)」社会科学研究所二九巻六号(一九七八年三月)、「同(2)完」社会科学研究所三〇巻一号(一九七八年一月)〔業績Ⅱ8、9〕に結実している(業績Ⅱ11はこの要約である)。

先生によれば、東京大学社会科学研究所の助手に応募した際に提出した論文のテーマが「借地法昭和四一年改正」の分析であり、右の研究はその問題意識の延長上で選択されたテーマであったとのことである。この助手応募論文にあつては、いわゆる賃借権の物権化論を批判的に検討したうえ、この理論では現代日本の現実の法現象を分析するには不十分であることを指摘し、その後、助手論文において、フランスでの商事賃貸借特別法制の展開過程を、議会議事録を主たる資料にして「実証的に」——すなわち、賃借権物権化論等の理論仮説をあらかじめ立ててそれを検証するという方法ではなく、ひたすら「実証」に徹する中で理論仮説を抽出するという方法を自覚的に採用して——分析検討を進められた。そして、そこで目指されたのは、商事賃貸借という一つの特別法制の展開過程における基本的対抗軸が何であるかを析出することであり、結局、その基本的対抗軸が、法制度の面では更新権のあり方にあり、その背景

には、既存の小商業と後発の大規模商業との都心部の位置の利益に関する競争があることを明らかにされ、それを見事な筆致で描き出すことに成功された。

先生の「近代」との格闘は、この「足腰を使った」実証的研究にはじまる。先生は「近代」をステレオタイプ化することなく、その全容を「実証的に」解明し、その真価を学び取るうとなさったのであり、この姿勢は今日に至るまでの先生のご研究の通奏低音ともいえるものである。

ところで、不動産賃貸借法制のあり方は、その後も一貫した先生のライフワークとなった。八〇年代半ばの三年にわたるパリ第2大学留学時において最も中心的に取り組まれたものも——フランス居住用建物賃貸借をはじめとする——フランス住宅法の歴史的展開過程の「実証的」研究である(ただし、このご研究は、不動産賃貸借法制の枠を大きく超えるものなので、後述(3)で独立したものと取り上げる)。さらに、フランスの不動産賃貸借法制については、その後も継続的に制度内容を考察され、特別法制の改正を紹介検討されている(業績II 17、18、23、26、34、36など)。そして、その集大成として位置づけられるのが、「賃貸借契約」北村一郎編『フランス民法典の二〇〇年』三九九頁〜四三七頁(二〇〇六年一〇月)〔業

績II 115〕である。

他方、日本法については、九〇年代の定期借地権立法、定期借家権立法にさいし、——立法論を含めた——議論に批判的な見地から参加され、また成立した立法に対しては、解釈論的な検討もされている(業績II 21、28、29、35、39、45、56、79など)。さらに、このようなご研究を踏まえたいうえ、不動産賃貸借法の基礎理論にも歩を進めていらつしやる(業績II 83)。

(2) トータルな不動産法・土地法へ

先生によれば、かなり初期の段階から、不動産賃貸借法制だけでなく、土地所有権に関わる都市の土地利用規制法や計画法にも関心を寄せられていたとのことである。また農地(日本)についても、かなりの数の実態的な調査をされ(業績V参照)、その成果をおまとめになっている(業績II 3、10、13、16)。ところで、先生の都市法に関するご研究は、九〇年代半ばまでに限って見ても、対象は日本(業績II 1、14、30、32、33、38など)とフランス(業績II 2、4、5、6、12、15、24、27、40、41など)の双方に及んでおり、さらにいづれについても、土地所有権論に特化したご論稿を発表なさっている(業績II 31〔フランス〕、53〔日本〕)。そして、フランス法研究の一つの到達点と位置づけられるのが『現代の都市法——ドイツ、

フランス、イギリス、アメリカ』（共編著、一九九三年二月）（編者・原田純孝、広渡清吾、吉田克己、戒能通厚、渡辺俊一）（業績Ⅰ・Ⅱ）であり、この作品は日本不動産学会著作賞を受賞している。

以上の作品のうち、日本に関する総括的論文が「土地基本法体制論——土地をめぐる企業・市民・国家」法の科学一九号（一九九一年一〇月）〔業績Ⅱ 38〕である。ここでは、土地問題について、土地問題一般を語るのではなく、誰にとつての土地問題であるかが重要な分析基軸であるとの問題意識が提示され、企業にとつての土地問題と市民にとつての土地問題という対置がされたうえ、「市民的公共性」を前面に押し出した土地法論構築という方向性が示されている（「市民的公共性」というこの問題関心は、九〇年代半ば以降の先生の研究活動の中心にすえられるものである）。

他方、この時期のフランスを対象とする総括的論文として挙げられるのが、「（フランス）総論——都市法の論理と歴史的发展開」（前掲『現代の都市法』〔業績Ⅰ・Ⅱ〕所収）〔業績Ⅱ 40〕である。ここでは、都市法の構成要素として、計画法、事業法、公共団体による土地制御、開発利益の社会還元、社会住宅などの複雑多岐にわたる諸領域を想定し、それらの相互連関のあり

方が析出されている。先生によれば、その前提になっている理論的枠組みは「ある法システム（ここで具体的にはフランス都市法）の構造の特徴はその構成要素のあり方において把握される」というものである。

（１）（２）を通じて育まれたこのような問題関心と認識とが、大著『フランス住宅法の形成』〔業績Ⅰ 3〕に結実していくのである。

（３）集大成としての『フランス住宅法の形成』と関連論文

先生によれば、助手論文ではフランス商事賃貸借法制を対象としたが、当初はフランス居住用賃貸借法制（借家法制）をテーマにしたいというお考えであった。ところが、そのためには、住宅をめぐる関連法制、とりわけ社会住宅法制を検討するのが不可欠であることを「痛感」され、この時期にフランス居住用建物賃貸借法制を採り上げることが断念なさっている。

この年来のご研究、すなわち、フランス住宅法の歴史研究を本格的に再開されたのは、一九八二年から八五年にわたる第一回目のフランス留学においてである。先生によれば、この間の研究の相当の部分はこの作業に充てられ、研究完成のための資料をほぼ収集し、分析枠組みもほとんど確定したが、帰国後、様々な業務に忙殺され、結局、実際に執筆できるようになった

のは、九四年から九五年にかけての第2回目の留学時であった。

このような難難辛苦の末に完成したのが『フランス住宅法の形成』（業績Ⅰ3）と——分量の関係でこの著書に収録することができなかった——二編の論文「一九世紀末期フランスにおける住宅問題と公的介入の試み」北大法学論集四七巻一号（一九九六年五月）（業績Ⅱ55）と「フランスにおける非衛生住宅立法の展開——一九〇二年『公衆衛生法』の成立とその意義」北大法学論集四七巻二号（一九九六年七月）（業績Ⅱ57）である（この間の事情は、『フランス住宅法の形成』（業績Ⅰ3）の「はしがき」に記されている）。

これらの作品群では、フランス住宅法の「総体的把握」が目標とされ、そのために、非衛生住宅立法、建物賃貸借に関する法規整、社会住宅立法の3つを住宅法の構成要素として析出し、それらの相互連関構造を探るという方法が採られている。また「複数の住宅問題」という視角も重要視された。これらは、これまで紹介してきた、先生の土地法制の分析においても採用された理論枠組みと視角であり、この時期の土地・住宅法制の研究を貫くものである。そして、膨大な資料と格闘し、——卓近な表現を用いるなら、まさに泥んこになりながら——「実証」を極めようとするその姿は、後進にとつて安易な研究に走るこ

とへの「戒め」ともなっている。

「私としては、最も長い時間と最も多くの手間暇をかけて完成させた論文であり、最も愛着のあるものである」という先生の言は、助手論文以来の宿願をまさに「実証」という方法によって果たされたことの証でもあろう。

2 現代社会の変容に伴う民法学の理論的課題及び民法の一般理論の研究

（1）問題関心の展開と深化——『現代市民社会と民法学』をめぐって

「一九九〇年代に入る頃から、私の問題関心は、変容する現代社会が提示する諸課題に民法学はどのように対応すべきかという問題の検討にも向かうようになった。」

このような展開の契機となったのは、市場と共同体とで法のあり方を切り分ける広中契約法学の検討（業績Ⅵ2も参照）や、ポストモダンの民法学の潮流に対する批判的検討であった。先生の研究活動の中期は、ここからはじまる。

そして、あの一九九六年から九八年にかけての法律時報における連載が開始された（業績Ⅱ58、59、60、61、62、64、67、69、70、72、73、74、75、76、80）。それは先生の第二の単著

である『現代市民社会と民法学』（業績Ⅰ5）としてまとめられている。ここでは、現代民法学が依拠する基本的な立脚点として、「近代」民法に体现される「個人の自律・主体性」という価値が選び取られたうえ、「近代」民法を生み出した近代社会とは遠く隔たる現代社会において、そのような価値はどのようにすれば実現可能なのかという——近代、そして、現代をめぐる——根源的な問いが基本的モチーフとなっている。「近代」の真髄を見極めるとともに、その限界を自覚し、しかしそのようななかにあってもなお、「近代」の真価を実現するための方途を探り当てようとなさったのである。

「近代社会の構造とは大きく異なる構造を持つ現代社会において、近代社会の《個人—国家》の二項対立モデルをそのまま振りかざすだけでは、近代民法が提示する価値を実現することは期待できないであろう。そこで、現代社会の構造を踏まえて、『個人—社会—国家』の相互連関構造に関する理論モデルを描いてみる。これが、この著作で追究したことである」というこの作品に対する位置づけは、先生の「近代」に対する想いを表現している。このようにして、現代社会の各種の「場」に応じた現代民法学の法的戦略を構想するという考え方が生まれたのである。

この作品は、周知のとおり、実に多く参照され、また引用もされた。そして、「現代社会の変容に伴う民法学の理論的課題」という問題関心は、その後、次に紹介する各論的な展開を遂げ、一層の深化をみることになる。「本書は、私の中期の研究活動の到達点というよりは、その出発点であった」との述懐は、その後も豊かな業績を上げ続けた先生をして、はじめて言いうるものである。

（2）公私の協働に関する研究

さて、その各論的な展開の一つが「民法学と公私協働」の研究である。『現代市民社会と民法学』（業績Ⅰ5）では、広中理論に依拠しつつ、市民社会の外郭秩序として、競争秩序と生活利益秩序が析出され、それらは古典的民法パラダイムが適合しない「法のフロンティア」と位置づけられた。そして、先生は、そこを不特定多数の市民が接近しようという意味で「公共圏」であるとされ、すると、この領域の法的規律は行政法が第一義的には担当すべきであるが、それが必ずしも実効的に機能しない場合には、個々の市民も、これらの領域の安全等に利害関係を持つ以上、ここでの法的アクターとして認められるべきである、とされる。そして、ここから「外郭秩序においては、公私協働が要請される」という認識を導かれるのである。

このような公私協働が要請される外郭秩序として、先生が具体的な研究対象とされたのは、競争秩序と環境秩序である。この2つの課題のそれぞれについて、先生は共同研究に取り組まれた。いずれも科学研究費基盤研究Aに基づく研究プロジェクトであり、研究代表者をお務めになった先生は、ここでも多くの業績を上げ（業績Ⅱ107、108、109、110、111、116、119など）、プロジェクト全体をまさに名実ともに牽引された。この共同研究の成果は、『競争秩序と公私協働』（編著、二〇一一年二月）（業績Ⅰ7）、『環境秩序と公私協働』（編著、二〇一一年二月）（業績Ⅰ8）としてまとめられているが、このプロジェクトに参加した後進にとつて、この共同研究は先生のご指導をいただく貴重な「修練」の場となった。さらにその研究成果の一部は、二〇〇七年の私法学会シンポジウムを通じて（業績Ⅸ22参照）、学界全体に還元されている。

（3）自己決定権に関する研究

『現代市民社会と民法学』（業績Ⅰ5）では、現代民法学が取り組むべき課題のうち、領域横断的な問題として、——外郭秩序のほか——自己決定権が挙げられている。そこで、先生は、自己決定権それ自体に関する研究（業績Ⅱ85）はもとより、自己決定権を含み込みつつ、より広く「人格的価値を民法がどの

ように擁護しうるか」という深められた問題関心のもと、一連の研究を公表された。ここでは、多くの場合、人格的価値と市場との相剋が課題意識とされている。具体的には、憲法と民法、また民法による平等原則の実現に関する論稿（業績Ⅱ94、104、129、131）、九〇年代の日本法の変容を人格的価値と市場との相剋という視角から分析する論稿（業績Ⅱ89、91、135、136）、消費者法と労働法の基礎理論を人格的価値と市場との相剋という視角から分析する論稿（業績Ⅱ127、128）などがそれである。

「自己決定権」という問題のとらえ方自体、「近代」を抜きにしてはありえないものだが、消費者法と労働法の基礎理論を通じて提示された先生の「人間像」はこのことを如実に示している。すなわち、消費者法においては、まず、消費者が生身の人間であることから、消費者は、市場秩序による保護の「客体」として現れる。しかし、それだけではなく、消費者は、市場秩序に対する違反行為がある場合には、その是正のために積極的に行動するアクター、つまり、「主体」であるべきであり、ここでは「市民としての消費者」が登場する。労働者法においてもこの基本的な構造は同じであり、労働者は、生身の人間であることから、生命・健康等の人格的利益を保護される必要がある。その意味では確かに「客体」ともいいうる。しかしそれだ

けではなく、労働者は、積極的に自己の生活関係、さらには社会関係を形成していく「主体」として扱われるべきであり、強く「自律した」存在でもある（このような発想は、既に業績Ⅱ84に見られる）。

このような二重の規定性をもった人間像は、現代社会において、「近代」の有する価値（個人が「主体」であるべきこと、つまり、自律し、自己決定によって自らを治める存在であるべきこと）を維持し、深化させるために導き出された考え方であろう。

以上の研究は、第三の単著『市場・人格と民法学』（業績Ⅰ9）として公刊された。

（4）一般理論の研究と日仏交流

先生は、近時、民法の一般理論に関する研究にも着手されている。「民法学と公私の再構成」という――（2）と（3）をさらに発展させた――研究である。業績Ⅱ101、118、120、123などがそれであり、この問題を最も包括的に論じた「民法学と公私の再構成」（業績Ⅱ123）では、「不法行為法における被侵害利益の公共化と公私の協働」、「土地所有権論における公私の緊張と連携」、「家族における公私の再定位」という諸領域が扱われている（この基礎となった個別の論稿として、不法行為について

ては業績Ⅱ110が、土地所有権論に関連しては業績Ⅱ97が、家族に関してはⅡ95、99がある）。

また、この研究テーマについては、活発な日仏交流をなさっていることを特記しておきたい。ムスタファ・メキ教授（パリ第13大学）との交流を中心とするもので（一般利益を扱うメキ教授の博士論文を紹介検討したものととして、業績Ⅱ130がある）、この理論交流からは『効率性と法・損害概念の変容――多元分散型統御を指してフランスと対話する』（共編著、二〇〇一年三月）（編者：吉田克己、ムスタファ・メキ）（業績Ⅰ6）をはじめとする諸成果が生み出されている。この作品で取り上げられた「損害概念の変容」というテーマ自体、前述の「不法行為法における被侵害利益の公共化と公私の協働」（業績Ⅱ110、123）と直接関連するものである。

さらに「公私の再構成」にとつては、ジェンダーという視点も不可欠であるとお考えから、この問題に関する論稿も発表なさっている（業績Ⅱ102、106、112）。近代法が前提とする公私の区分が、ジェンダーの観点から家族という公的領域と私的領域との区分が、ジェンダーの観点から厳しく批判されているためである。ここで先生は、ジェンダーの視点からの批判に理解を示しつつも、その批判にある程度の距離を置くスタンスを採って

いらつしやる。

以上のほかにも、民法の一般理論に関連するものとして、民法学の方法論に関する研究や具体的な民法学者の方法論等についても、成果を公表なさっている。すなわち、

まず、民法学の方法論を一般的に扱うものとしては、業績Ⅱ77があり、民法学解釈論の他者関係的な性格と、それがゆえに、他者関係的な説得力が求められることが指摘されている。さらに業績Ⅱ139においては、帰結主義的発想を相対化し、人格的価値を擁護する機能を果たしうるものとして、現代における法教義学の意義が再評価されている。

また、民法学者の方法論等については、末弘民法学（業績Ⅱ82、96）、ボワソナード・梅謙次郎（業績Ⅱ86）、鳩山民法学（業績Ⅱ96）、川島法学（業績Ⅱ132）などの研究に勤しまれ、とりわけ末弘・鳩山論においては、時代の転換期にあった民法学者がいかなる対応をしたのかという視点から分析がされている。それは「現代」という時代の転換期に直面している先生ご自身の苦闘を、先人に投影し、そして、そこから何事かを学び取ろうとする真摯な学問的姿勢の現れでもある。

3 広汎な研究領域——特に判例研究を中心に——

（1）高齢化社会における扶養と相続

先生の研究領域は、上記1と2に尽きるものではない。その一例が「高齢化社会における扶養と相続」というテーマであり、『高齢者介護と家族——民法と社会保障法の接点』（共編著、一九九七年四月）（編者：石川恒夫、吉田克己、江口隆裕）（業績Ⅱ4）がその代表例である。またこの作品に収録されたご論稿（業績Ⅱ65、66）のほかにも、業績Ⅱ42、46、49などを公表なさっている。「家族による介護は無償サービスであるべきか」という問題を扱う業績Ⅱ68も、これと関連するものである。

これらの研究においては、相続法上の制度として寄与分が採り上げられているが、これにとどまらず、社会保障上の制度にも取り組まれている。「民法上の制度の意義は、それを取り巻く諸制度との関連において初めて十分に把握しうる」という認識に基づくものであり、土地・住宅法政研究における問題意識と相通じるところがある。

（2）判例研究とその周辺

先生は、著書や論文だけでなく、数多くの判例研究にも取り組まれた。判例タイムズ誌上の「民法判例レビュー」を長らく担当なさっていたことは、誰もが知っていることであろう。こ

のような判例研究からも、実り豊かな作品群が数多く生まれた。しかも、それらの多くは、一連の研究として、一つのまとまりを持つものである。すなわち、

第一は、囲繞地通行権を初めとする通行権にかかわる判例研究である（業績Ⅳ4、10、13、21、22、28、53など）。

第二は、借地借家法や民法上の賃貸借に関わる規定、さらにより広く不動産の利用関係に関わるものである（業績Ⅳ5、6、7、11、15、16、17、18、19、20、27、31、34、38、46、50、56など）。ここでは、条文の注釈（業績Ⅱ37、45）も執筆なさっている。

第三は、利用権と抵当権との調整（短期賃貸借の保護）に関する研究であり、これについては、判例研究（業績Ⅳ25、26、36、37）のほか、論文も公表なさっている（業績Ⅱ81、98）。さらに、過払利息の返還請求に関わる判例解説（業績Ⅳ33、39、45、52）や景観利益に関わる判例研究（業績Ⅳ32、42、51）も、ここで挙げられるべきものであろう。

しかし、判例（研究）を端緒として、集中的に取り組まれたテーマは、何ととっても、次の二つである。

（3）サブリースに関する研究

先生は、サブリース契約を中心とする賃料減額請求権の問題

に取り組まれた。そして、業績Ⅱ92では、サブリースに関する全体的考察をなさっている。サブリース契約の法的決定から問題に接近する見解（法的決定論アプローチ）が一般的であった当時の理論的状況のなか、先生は、これと異なり、借地借家法三二条の強行法規としての性質を考究することから問題に接近されており（借地借家法三二条論アプローチ）、オリジナルな見解を提示されている。その後、この点に関する最高裁判決が出されたが、業績Ⅱ105では、その意義について検討を深められている（業績Ⅹ8もこれに関わるものである）。

また、通常の借地ケース等についても、賃料の減額請求権に関する最高裁判決が公表されたことから、これらの判例法理を全体としてどのように理解すべきかについても考察を進めていらつしやる（業績Ⅳ34、38）。

さらに、サブリース契約をめぐるのは、正当事由制度をどのように適用すべきかという問題も提起されているが、これについても、実際の事件に対する意見書のなかで考察を加えられたとのことである（業績Ⅹ15など）。

以上の論稿の一部は、『市場・人格と民法学』（業績Ⅰ9）に収録されている。

（4）「相続させる」旨の遺言

判例（研究）に端を発する、もう一つのテーマとして、「相続させる」旨の遺言に関する研究を挙げることができる。先生は「法性決定」の観点からこの問題に挑まれ、まず業績Ⅱ103に公にされた後、さらに研究を深められた（業績Ⅱ124）。また、遺言による財産処分というより一般的な問題の一環としても、検討を加えていらつしやる（業績Ⅱ121）。ここでは、きわめて広く「相続させる」旨の遺言の遺産分割効果を認める判例（いわゆる香川判決が重要な判決である）に対して、フランス法との比較法的考察をも踏まえ、判例法理はやや広きに失し、要件を絞る方向で類型的に考察すべきことを提唱されている。これらの論稿も、『市場・人格と民法学』（業績Ⅰ9）に収められている。

4 これからのテーマ——財の多様化と「財の法」の再構築

研究論文だけで、既に一〇〇編を優に超える作品を物されている先生であるが、研究意欲、研究精神はますます盛んであり、現在、「財の多様化と『財の法』の再構築」というチャレンジングなテーマに取り組まれつつある。財の多様化に関連して、先生には——民法学者には珍しく——著作権に関する論稿もあるが（業績Ⅱ118）、二〇一〇年にパリで開催された第1

回日仏物権法セミナーにおいて綱領的なご報告（業績Ⅷ26）をなさっている。この報告については、現時点では、ごく簡単に紹介しか公表されていないが（業績Ⅲ51）、第2回セミナーにおける総括報告（業績Ⅷ27）と合わせて、2回のセミナーにおける日仏の諸報告をまとめた著作がフランスで出版される予定であり、先生のご報告もここに収録されることになっている。以下では、先生ご自身の位置づけに基づきつつ、この報告と今後のご研究の方向性について簡単に紹介しておこう。

先生のご報告のテーマは、「財の多様化と帰属関係」というものであるが、この報告では、現代社会における財の多様化現象を確認したうえで、この多様化に対応して帰属関係についても多様な態様が現れる（現れるべき）ことが強調された。①既存の財については、財の属性の変容（債権等のように財の流動性の増大を志向する方向と、人体派生物や動物のように財の商品化抑制と人格化を志向する方向の両面がある）が見受けられる一方、帰属関係については根本的な変容が見られないのに対し、②新たな財（情報や環境利益等）については、帰属関係自体、従来の枠組みでは——少なくとも十分には——把握することができない。これがご報告の要点である。

このように、ここでも、「近代」が妥当する場と妥当の仕方、

そして、その変容が迫られている様相の分析検討が基本的なモチーフとされている。すなわち、たとえば既存の財については、帰属関係について根本的な変容が迫られていないという意味では、「近代」的発想を維持することが可能であるが、財の商品化抑制と人格化を志向する方向性は「近代」と様相を異にしている。そして、このような「現実」は、ステレオタイプ化された「近代対現代」という単純な図式では、もはや事態を十分に確に把握することができないことを示しているのである。

そこで、先生は、一方で、権利、利益、帰属などの基本的観念について考察を深めるとともに、他方で、さまざまな財(広義)に即した具体的で個別的な検討を進めることがこれからの課題であるとされる。そして、消費者法における集合利益を扱った学会でのコメント(業績Ⅹ31)や、ジェンダー論、自己決定権論との関係で精子・卵子の法的地位を考察した学会報告(業績Ⅷ28)は、その「試掘」であり、多様な財の帰属関係を各論的に考察するという一貫した問題意識に裏打ちされたものである。

5 まとめ——「近代」との対決

先生のご業績を一瞥するとき、そこには常に「近代」が見え隠れする。その意味で、先生は「近代」と常に対決してこられ

た。しかし、それは単に「近代」を否定することでも、単純に揚することでもない。「近代」なるものを成立せしめた背景を、その社会実態にまで遡った実証的研究によって究明し、その真価を再認識するとともに、社会環境の異なる現代社会においてその妥当性を検証し、そして、その価値を実現する方途を探る。この意味で、先生はまさに「近代」と格闘されてこられたように思われる。そして、そのさいには、所与の——安易な——理論的枠組みを排され、実証研究の価値を重んじられた。先生が理論的枠組みを提示されるとき、そこには膨大な実証的な研究の裏づけがあることを忘れてはならない。また「現代」を語るときも、観念的ではなく、地に足のついたものである。判例研究はもちろんのこと、学外で務められた各種の委員も、「現代」の実際を体感するためのアンテナとしての役割を果たしていたように思われる。

「近代」との——「対決」というよりも——「格闘」(あるいは「苦闘」)、これこそ先生のご研究を一貫してつらぬくものといえよう。

Ⅱ 教育上の業績

先生は、着任以来、学部、研究大学院、法科大学院において民法全般にわたる講義と演習を担当されたほか、外書講読などの授業にあたられた。また公共政策大学院においても、授業を担当された。

まず学部においては、毎年、講義や演習を担当なさり、分かりやすい一方で、奥の深い内容は多くの学生を魅了し、感銘を与えた。特に判例を詳しく紹介されるなどして、学部生の関心を引きつけ、知的好奇心を大いに喚起された。

また研究大学院にあつては、演習や外書講読を毎年開講され、ご自身が指導教員を務めた大学院生はもちろんのこと、民法、民事法だけでなく、他の分野を専攻する大学院生に対しても丁寧な指導をなさり、研究者養成のレベルアップに貢献された。特に学内の研究会（民事法研究会）には、研究科長職にあり、多忙を極めた時期にあつてさえ、時間の許す限り必ず出席され、大学院生を暖かく指導された。その甲斐あつて、全国レベルの研究者が数多く巣立っている。加えて、多くの留学生も指導された。

さらに法科大学院にあつても、熱心に指導に取り組まれた。学生による授業アンケートでも、常に好評を博した。また本学では、法科大学院を設置する以前、研究大学院に実務家養成を

目的とする専修コースを設けていたが、先生はそこでも多くの大学院生を指導され、実務家として世に送り出した。そこでは「民法の重要問題」という事例演習型の授業も担当され、現在の法科大学院における授業のプロトタイプを構築なさっている。

加えて、先生は共同研究を主催なさることで、既に独り立ちしている若手研究者の指導にもあたられた。前述の科学研究費に基づく共同研究はもとより、二一世紀COEに続くグローバルCOEにあつては、法政策学班の責任者を務められ、この研究プロジェクトを实のあるものにすると同時に、若手研究者はもとより、大学院生にも研究者のなすべき研究の何たるかをお示しになった。

紙幅の関係上、多くを語ることはできないが、圧倒的で、実り豊かな先生の研究業績が後進にとつて「無言の教え」となったことも論を待たない。先生は、多くの、そして、優れた学生を輩出された。

Ⅲ 学部・研究科運営上の業績

本学の法科大学院と公共政策大学院は、先生が学部長、研究科長をお務めになつておられるときに創設された。この一事をもつ

て、先生の学部運営に対する貢献、そして、ご苦勞は容易に知れるであろう。

先生は、本学に赴任された直後から、法学部、法学研究所、そして、全学の各種委員を数多く務められたが、なかでも教務委員として活躍され、学部教育の改革に取り組まれた。折しも、全学的に従前の教養部態勢から学部一貫教育に移行する時期にあり、学部としても制度改革に取り組まねばならない状況にあった。しかし、教員の教育に対する理念や理想は多様であり、議論は時として激論に及び、四分五裂した。このような状況のもと、先生は学部教育改革ワーキング・グループの責任者として、粘り強く議論と説得にあたられた。その結果、ようやくにして新たな学部教育態勢が構築された。

特筆すべきは、こうして完成した学部教育態勢が、法科大学院の設置に伴い、必然的に見直しを迫られるまでの間、「全く語られることがなかった」という事実である。良き制度は決して語られることがない（＝議論の俎上にのぼらない）。先生の構築なさった教育態勢がいかに事態適合的であったかを示すエピソードの一つである。そして、この——先生がご苦勞をし、愛着もあるであろう——学部の教育態勢について、「法科大学院を設置する以上、見直さなければならぬ」と——先生で

なければ、切り出すことの難しい——提言をなさったのも先生ご自身であった。

法科大学院に関する検討は、一九九九年にはじまった。ここでも先生がチームの責任者でいらした。学内はもとより、弁護士会との協議会など、対外的な関係においても、すべては先生の双肩にかかっていた。二〇〇二年一月からは、研究科長としてこの難題に取り組まれた。そして、二〇〇四年四月に法科大学院の開設を迎えたとき、既に先生は二番目に専門職大学院である公共政策大学院の設置に取り組まれていた。同大学院の開設は二〇〇五年四月だが、実質的には先生の研究科長在任中に成ったものである。さらに同時期に開設された経済学研究科を主体とする会計専門職大学院についても、協力を惜しまなかった。

以上のような組織運営上の貢献のほか、研究科長在任中は、二一世紀COEの獲得にも全力で取り組まれた。北大を法学研究の全国的な拠点にする、との思いからである。また大学予算が縮小するなか、研究基盤の確立にも尽力され、大学が置かれている現状を常に研究科全体に発信された。

この「行政職」がいかに激務であったかを、先生が語られることはほとんどない。しかし、このために先生は膨大な時間

を費やされた。より端的にいえば、多くの研究時間を失われた。このことは、——先生であれば、それまでもできなかったはずの——前記の日仏研究交流がこの「行政職」を終えられ、法科大学院の教育からも解放された時期に本格的に開始されていることから窺うことができる。

このように、ご自身の「使命」、そして、「職責」を重んじられた先生は、当然のごとく、学会の理事や多くの学外委員も務められた。この点については、後に示すご経歴を参照していただくこととして、ここではそこに記されていない事柄を指摘しておこう。

先生は、研究科内での人事案件につき、民法はもとより、他の分野に関するものにあっても、審査委員として数多く選出された。これは、先生の学問的威信と、同僚が先生に対して抱いている畏敬の念を示すエピソードの一つである。採用人事のほか、多くの博士論文の審査に携われたことは言うまでもない。

むすび

先生は、北海道大学に赴任された以来、二四年間の長きにわたり、膨大な研究成果をあげられ、また熱心かつ丁寧な教育に

あたられてきた。のみならず、管理運営上の貢献も絶大で、今日の研究科の基礎を築かれた。さらに学問的に信頼され、また気取らないお人柄から、学生からも同僚からも慕われている。このような先生のご退職をお迎えになることは、一方では残念至極である。しかし、先生のご業績とご貢献を顧みるとき、感謝と敬意以外に見出しうるものはない。これまでのお導きに心より御礼申し上げますとともに、今後ともますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げます次第である。

吉田克己教授の経歴

【学歴・職歴等】

一九七二年 三月 東京大学法学部第一類（私法コース）

卒業

一九七二年 四月 東京大学社会科学研究所助手

一九七八年 七月 新潟大学法文学部助教

一九八二年一〇月 パリ第2大学留学（博士課程登録）（
一九八五年八月）

一九八六年 六月 新潟大学法学部教授

一九八八年 四月 北海道大学法学部教授

一九九四年 三月 ポワチエ大学法学部招聘教授

一九九四年 六月 パリ第2大学留學(客員研究員)(

一九九五年三月)

一九九八年 二月 博士(法学)(論文) 東京大学

一九九八年二月 北海道大学評議員(

月)

二〇〇〇年 二月 ポワチエ大学法学部招聘教授

二〇〇〇年 四月 北海道大学大学院法学研究科教授(大

学院重点化に伴う配置換え)

二〇〇二年二月 北海道大学大学院法学研究科長、法学

部長(

二〇一〇年 九月 グルノーブル大学法学部招聘教授

二〇一一年 二月 パリ第13大学招聘教授

二〇一二年 二月 パリ第13大学招聘教授

この間、新潟大学法学部非常勤講師、東京大学法学部非常勤講師、東京大学社会科学研究所非常勤講師、同客員教授、名古屋大学法学部研究科非常勤講師を歴任。

【学会理事】

・日仏法学会理事(一九九五年～現在)

・民科法律部会理事(一九九六年～現在)

・日本農業法学会理事(一九九六年～現在)

・日本土地法学会理事(一九九七年～二〇〇七年)

・日本法社会学会理事(一九九九年～現在)

・日本私法学会理事(二〇〇二年～二〇〇六年)

・ジェンダー法学会理事(二〇〇八年～現在)

・日本消費者法学会理事(二〇〇八年～現在)

【学外委員など】

・日本学術会議社会法学会研究連絡委員会委員(一九九四年一月

月～一九九七年一〇月)

・日本学術会議連携会員(二〇〇五年一〇月～二〇一一年九月)

・日本学術会議会員(二〇一一年一〇月～現在)

・総理府・臨時大深度地下利用調査会専門委員(一九九四年八月～一九九八年八月)

・国土交通省・都市計画法制検討委員会委員(二〇〇八年九月

～二〇〇九年七月)

・国土交通省・社会資本整備審議会専門委員(二〇〇九年七月

～現在)

- ・ 文部科学省・科学技術・学術審議会専門委員(学術分科会科学研究費補助金審査部会人文・社会系委員会)(二〇〇七年二月～二〇〇九年一月)
 - ・ 文部科学省・私立大学研究高度化推進委員会委員(二〇〇八年三月～二〇〇九年二月)
 - ・ 公認会計士第二次試験試験委員(二〇〇二年一月～二〇〇五年一月)
 - ・ 日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員(二〇〇四年八月～二〇〇六年七月)
 - ・ 独立行政法人大学評価学位授与機構・法科大学院認証評価委員会専門委員(二〇〇六年五月～現在)
 - ・ 最高裁判所下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員(二〇〇三年五月～二〇〇九年四月)
 - ・ 札幌家庭裁判所家庭裁判所委員(二〇〇一年十二月～二〇〇三年十二月)
 - ・ 札幌地方裁判所地方裁判所委員(二〇〇七年九月～二〇一一年九月)
 - ・ 札幌家庭裁判所家事調停委員(一九九〇年四月～二〇〇四年三月)
 - ・ 札幌家庭裁判所参与員(一九九三年一月～二〇〇二年三月)
 - ・ 北海道建設工事紛争審査会委員
 - ・ 特別委員(二〇〇〇年一月～二〇〇二年二月)
 - ・ 委員(二〇〇四年二月～二〇〇六年二月)
 - ・ 会長(二〇〇六年二月～二〇一一年二月)
 - ・ 交通事故紛争処理センター札幌支部審査員(二〇〇六年四月～現在)
 - ・ 北海道大学北大図書刊行会(現在は「北海道大学出版会」)
 - ・ 常任理事(一九九七年八月～二〇〇七年八月)
 - ・ 理事長(二〇〇七年八月～現在)
- 〈受賞〉
- ・ 日本不動産学会著作賞
- *後記『現代の都市法』〔業績Ⅰ②〕について。

吉田克己教授の業績

I 著書・編著

- 1 『人権宣言と日本——フランス革命二〇〇年記念』（共編、勁草書房、一九九〇年二月）（編者：深瀬忠一、樋口陽一、吉田克己）全二八一頁
 - 2 『現代の都市法——ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ』（共編著、東京大学出版会、一九九三年二月）（編者：原田純孝、広渡清吾、吉田克己、戒能通厚、渡辺俊一）全五二二頁
 - 3 『フランス住宅法の形成——住宅をめぐる国家・契約・所有権』（単著、東京大学出版会、一九九七年一月）全四四二頁
 - 4 『高齢者介護と家族——民法と社会保障法の接点』（共編著、信山社、一九九七年四月）（編者：石川恒夫、吉田克己、江口隆裕）全四七一頁
 - 5 『現代市民社会と民法学』（単著、日本評論社、一九九九年一〇月）全三〇三頁
 - 6 『効率性と法・損害概念の変容——多元分散型統御を目指してフランスと対話する』（共編著、有斐閣、二〇一〇年三月）（編者：吉田克己、ムスタファ・メキ）全四四七頁
 - 7 『競争秩序と公私協働』（編著、北海道大学出版会、二〇一一年二月）全二八四頁
 - 8 『環境秩序と公私協働』（編著、北海道大学出版会、二〇一一年二月）全二四九頁
 - 9 『市場・人格と民法学』（単著、北海道大学出版会、二〇一二年二月）全四七二頁
- ### II 論説
- 1 『日本列島改造論』の法的问题点（利谷信義・原田純孝と共著）法と民主主義七三号一〇～一四頁（一九七二年二月）
 - 2 『フランスの政策基本法』（稲本洋之助・原田純孝と共著）法律時報四五卷七号九〇～九八頁（一九七三年六月）
 - 3 『農地改革法の立法過程——農業経営規模問題を中心として』（東京大学社会科学研究所編『戦後改革6 農地改革』一三七～一八〇頁（東京大学出版会、一九七五年二月）
 - 4 『フランスにおける計画法制の展開——一九六七年『土地利用の方向づけの法律』を中心にして』不動産鑑定一二卷三号四二～五〇頁（一九七五年三月）
 - 5 『フランス土地法制の側面——優先市街化区域（ZUP）制度と長期整備区域（ZAD）制度の展開』法律時報四七卷

- 七号七五～八二頁（一九七五年六月）
- 6 「フランスの『土地法案』について」不動産鑑定二三卷四号九四～一〇二頁（一九七六年四月）
- 7 「現代不動産賃借法制分析への一視角——フランスを素材として」社会科学研究二八卷三号九一～一三七頁（一九七六年一月）
- 8 「フランスにおける商事賃借法制の形成と展開（1）」社会科学研究二九卷六号一～七四頁（一九七八年三月）
- 9 「フランスにおける商事賃借法制の形成と展開（2）完」社会科学研究三〇卷一～九四頁（一九七八年一月）
- 10 「未墾地賃借をめぐる諸問題——調査結果のまとめと法律的側面からの検討」『昭和五四年末墾地賃借事例調査報告書』（社団法人全国農地保有合理化協会）一～二八頁（一九八〇年三月）
- 11 「フランス商事賃借法制——『営業所有権』とその動揺」私法四三号二三八～二四三頁（一九八一年九月）
- 12 「フランスの区分所有法」法律時報五三卷一～四二～四八頁（一九八一年一月）
- 13 「未墾地賃借と入会権」社会科学研究三三卷五号一一九～一五〇頁（一九八一年二月）
- 14 「土地区画整理と住民運動」渡辺洋三・稲本洋之助編『現代土地法の研究（上）』二三五～二六七頁（岩波書店、一九八二年一月）
- 15 「都市における土地取引規制——先買権制度を中心として」渡辺洋三・稲本洋之助編『現代土地法の研究（下）』九三～一二〇頁（岩波書店、一九八三年四月）
- 16 「有益費償還請求権の法律構成」農業法研究一八号四五～五八頁（一九八三年五月）
- 17 「フランスにおける住宅・土地政策と土地利用権」法律時報五六卷二二四～四七頁（一九八四年一月）
- 18 「フランスの借地・借家制度」ジュリスト八五一号四六～五〇頁（一九八五年二月）
- 19 「借地・借家法改正の前提問題——保護法益と適用対象」法律時報五八卷五号四四～四九頁（一九八六年四月）
- 20 「一九世紀フランスにおける住宅問題と法（1）」法政理論一九卷二号一～四五頁（一九八六年一月）
- 21 「住宅政策から見た借地・借家法改正」法と民主主義二二〇号二一～二六頁（一九八七年九月）
- 22 「フランスにおける近時の土地問題と土地法の動向」法律時報五九卷一一号五八～六二頁（一九八七年一月）

- 38 「土地基本法体制論——土地をめぐる企業・市民・国家」
法の科学一九号四八～六三頁（一九九一年一〇月）
- 39 「定期借地権」ジュリスト一〇〇六号五二～六三頁（一九九二年八月）
- 40 「（フランス）総論——都市法の論理と歴史的展開」原田純孝、広渡清吾、吉田克己、戒能通厚、渡辺俊一編『現代の都市法——ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ』一六五～一九二頁（東京大学出版会、一九九三年二月）〔業績Ⅰ之〕
- 41 「開発利益と受益者負担の諸手法」原田純孝、広渡清吾、吉田克己、戒能通厚、渡辺俊一編『現代の都市法——ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ』二五七～二七五頁（一九九三年二月）〔業績Ⅰ之〕
- 42 「高齢者介護と寄与分法理」老人介護と相続法理研究会『老人介護と相続法理に関する研究報告書』六四～一二二頁（一九九三年三月）
- 43 「フランス社会住宅立法法の源流——企業による労働者住宅供給の試みと労働者の道徳化」利谷信義・吉井蒼生夫・水林彪編『法における近代と現代』四九一～五二五頁（日本評論社、一九九三年七月）
- 44 「フランスの住宅事情と住宅政策」住宅問題研究会・日本住宅総合センター編『住宅問題事典』三七六～三八九頁（東洋経済新報社、一九九三年九月）
- 45 「借地借家法第二二条～第二五条（定期借地権等）注釈」第一条、第三二条（地代・家賃増減額請求権）注釈」廣中俊雄編『注釈借地借家法 新版注釈民法（15）別冊』八六五～八七二頁、九〇二～九二七頁（有斐閣、一九九三年一〇月）
- 46 「フランスにおける高齢者福祉政策と家族」老人介護と相続法理研究会『老人介護と相続法理に関する研究報告書Ⅱ』七六～一六七頁（長寿社会開発センター、一九九四年三月）
- 47 「暮らしから見た企業社会」渡邊洋三ほか編『日本社会と法』三一～六二頁（岩波新書、一九九四年五月）
- 48 「民間賃貸住宅に対する公的支援制度の現況および問題点」日本住宅総合センター『フランスの民間賃貸住宅』一一〇～一四七頁（一九九五年四月）
- 49 「フランスにおける高齢者介護の費用負担——近時の議論動向」けんぼれん海外情報三四号一～七頁（一九九五年七月）
- 50 「一九世紀フランスにおける建物賃貸借とオスマンのパリ改造事業（一）」北大法学論集四六卷三号四三～一〇〇頁（一九九五年九月）
- 51 「一九世紀フランスにおける建物賃貸借とオスマンのパリ

- 改造事業(2)「北大法学論集四六卷四号五七〜一一三頁(一九九五年一月)
- 52 「一九世紀フランスにおける建物賃貸借とオスマンのパリ改造事業(3・完)」北大法学論集四六卷五号七九〜一四三頁(一九九六年一月)
- 53 「日本型の土地所有権?——比較法的観点から見た特質と近時の展開」北大法学論集四六卷六号二二八〜二四三頁(一九九六年三月)
- 54 「Le régime des biens en droit japonais」, *Himeji International Forum of Law and Politics*, No. 2, 1995, p. 283-300. (一九九六年五月)
- 55 「一九世紀末期フランスにおける住宅問題と公的介入の試み」北大法学論集四七卷一号五三〜一二三頁(一九九六年五月)
- 56 「競争原理と借地借家法改正」法の科学二四号八一〜八四頁(一九九六年七月)
- 57 「フランスにおける非衛生住宅立法の展開——一九〇二年『公衆衛生法』の成立とその意義」北大法学論集四七卷二号一〜六七頁(一九九六年七月)
- 58 「現代市民社会の構造と民法学の課題(1)」法律時報六八卷一一号三七〜四三頁(一九九六年一〇月)
- 59 「現代市民社会の構造と民法学の課題(2)」法律時報六八卷一一号四四〜五〇頁(一九九六年一月)
- 60 「現代市民社会の構造と民法学の課題(3)」法律時報六九卷一号一〇九〜一一六頁(一九九七年一月)
- 61 「現代市民社会の構造と民法学の課題(4)」法律時報六九卷二号四一〜四八頁(一九九七年二月)
- 62 「現代市民社会の構造と民法学の課題(5)」法律時報六九卷三二七〜三七七頁(一九九七年三月)
- 63 「フランス社会住宅立法の形成——『博愛』と『公共サービス』の間」法社会学四九号二〇八〜二二二頁(一九九七年三月)
- 64 「現代市民社会の構造と民法学の課題(6)」法律時報六九卷四号六〇〜六七頁(一九九七年四月)
- 65 「高齢者介護と相続法理——寄与分制度を中心として」石川恒夫・吉田克己・江口隆裕編『高齢者介護と家族——民法と社会保障法との接点』一〇九〜一七〇頁(信山社、一九九七年四月)(業續I-4)
- 66 「フランスにおける高齢者福祉政策と家族」(江口隆裕との共著)石川恒夫・吉田克己・江口隆裕編『高齢者介護と家族——民法と社会保障法との接点』二五三〜三五三頁(信

- 山社、一九九七年四月）〔業績14〕
- 67 「現代市民社会の構造と民法学の課題（7）」法律時報六九卷六号七一～七八頁（一九九七年五月）
- 68 「介護と家族——家族による介護は無償サービスであるべきか」日本学術会議社会法学研究連絡委員会編『高齢社会と介護システム』五五～八四頁（尚学社、一九九七年五月）
- 69 「現代市民社会の構造と民法学の課題（8）」法律時報六九卷七号五〇～五七頁（一九九七年六月）
- 70 「現代市民社会の構造と民法学の課題（9）」法律時報六九卷八号六八～七四頁（一九九七年七月）
- 71 「民主主義・自己決定権・市民的公共性」法の科学二六号一三〇～一三七頁（一九九七年七月）
- 72 「現代市民社会の構造と民法学の課題（10）」法律時報六九卷九号六二～六九頁（一九九七年八月）
- 73 「現代市民社会の構造と民法学の課題（11）」法律時報六九卷一〇号七一～八〇頁（一九九七年九月）
- 74 「現代市民社会の構造と民法学の課題（12）」法律時報六九卷一一号七四～八一頁（一九九七年一〇月）
- 75 「現代市民社会の構造と民法学の課題（13）」法律時報六九卷一二号五六～六四頁（一九九七年十一月）
- 76 「現代市民社会の構造と民法学の課題（14）」法律時報七〇卷一号九二～九七頁（一九九八年一月）
- 77 「民法学の方法・覚書」ジュリスト一一二六号二五四～二六〇頁（一九九八年一月）
- 78 「日本における建築契約」北大法学論集四八卷五号二二二～二四〇頁（一九九八年一月）
- 79 「定期借家権を考える」法律時報七〇卷二号一七～二六頁（一九九八年二月）
- 80 「現代市民社会の構造と民法学の課題（15・完）」法律時報七〇卷三号八一～八八頁（一九九八年三月）
- 81 「民法三九五条（抵当権と賃借権の関係）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ』六九一～七四三頁（有斐閣、一九九八年一〇月）
- 82 「末弘民法学とその継承・発展」法律時報七〇卷二二号二〇～二六頁（一九九八年十一月）
- 83 「借地借家法制の経済社会的分析」稲葉威雄ほか編『新借地借家法講座Ⅰ（総論・借地編Ⅰ）』四五～六五頁（日本評論社、一九九八年十二月）
- 84 「近代から現代へ——民法における『人間像』の転換」法学セミナー五二九号三四～三九頁（一九九九年一月）

- 85 「自己決定権と公序——家族・成年後見・脳死」北大法学部50周年記念ライブラリー(瀬川信久編)『私法学の再構築』二四七～二八九頁(北大図書刊行会、一九九九年二月)
- 86 「二人の自然法学者——ポワソナードと梅謙次郎」法律時報七二卷三三七四～八二頁(一九九九年三月)
- 87 「現代『市民社会』論の課題」法の科学二八号八～二二頁(一九九九年七月)
- 88 "Une notion à la japonaise de la propriété foncière", *Revue internationale de droit comparé*, 1999, No.3, pp. 435-447. (一九九九年九月) : Centre français de droit comparé, *Études de droit japonais*, vol. 2, Société de législation comparée, 1999, pp. 101-113. (一九九九年一〇月)
- 89 「経済危機と日本法——一九九〇年代」北大法学論集五〇卷六号一四八二～一五一三頁(二〇〇〇年三月)
- 90 *Juris-Classeur, Droit comparé, Fascicule Japon*, 32 pages, avec Dominique T.-C. Wang (二〇〇〇年八月)
- 91 「九〇年代日本法の変容」法律時報七二卷九号五～一五頁(二〇〇〇年八月)
- 92 「サブリース契約と借地借家法三二条に基づく賃料減額請求」『市民法学の課題と展望(清水誠先生古稀記念論集)』三
- 一三～一三四頁(日本評論社、二〇〇〇年一二月)
- 93 「土地所有権の日本の特質」原田純孝編『日本の都市法Ⅰ構造と展開』三六五～三九四頁(東京大学出版会、二〇〇一年四月)
- 94 「民事法制の変動と憲法」法律時報七三卷六号二九～三六頁(二〇〇一年五月)
- 95 「家族における〈公私〉の再編」日本法哲学会編『〈公私〉の再構成(法哲学年報二〇〇〇)』四五～六一頁(二〇〇一年一〇月)
- 96 「社会変動期の日本民法学——鳩山秀夫と末弘嚴太郎」北大法学論集五二卷五号二六一～三〇〇頁(二〇〇二年一月)
- 97 「民法二三四条と接境建築」國井和郎先生還暦記念論文集(潮見佳男編集代表)『民法学の軌跡と展望』二六一～二八九頁(日本評論社、二〇〇二年三月)
- 98 「短期貸借保護制度改正の方向」ジュリスト一二二三号一九～二八頁(二〇〇二年六月)
- 99 「家族と法」を考へる」西谷敏二笹倉秀夫編『新現代法学入門』四〇～五九頁(法律文化社、二〇〇二年六月)
- 100 「自己決定権と公序」(「自己決定権と公序」(業績Ⅱ85)の中国語訳) 私法(北京大学出版社)第二輯第一卷一三〇～一

- 六二頁（二〇〇二年一月）
- 101 「民法学と『公共性』の再構成」創文四四四号一～五頁（二〇〇二年七月）
- 102 「家族法改正問題とジェンダー」ジュリスト一二三七号一
二六～三六頁（二〇〇三年一月）
- 103 「『相続させる』旨の遺言——遺産分割不要の原則の検証」
法律時報七五卷一二号八三～八八頁（二〇〇三年一月）
- 104 「憲法と民法——問題の位相と構造」法律時報七六卷二三号
五〇～五八頁（二〇〇四年二月）
- 105 「サブリース契約と衡平の原則」銀行法務21 六二九号四～
九頁（二〇〇四年三月）
- 106 「近代市民法とジェンダー秩序」三成美保編『ジェンダー
の比較法史学——近代法秩序の再検討』（平成一四年度）平
成一五年度科学研究費補助基盤研究（C）研究成果報告書）
七五～八八頁（二〇〇四年三月）
- 107 「競争秩序と民法」『競争法の現代的諸相（上）』（厚谷襄兒
先生古稀記念論集）三二～五五頁（信山社、二〇〇五年二月）
- 108 「競争秩序と民法」北大法学論集五六卷一 号二四九～二六
三頁（二〇〇五年五月）
- 109 「景観利益の法的保護——『民法と公共性』をめぐる」
（質疑を含む）慶應法学三号七九～一一七頁（二〇〇五年六
月）
- 110 「現代不法行為法学の課題——被侵害利益の公共化をめ
ぐる」法の科学三五号一四三～一四九頁（二〇〇五年八月）
- 111 「環境秩序と民法」北大法学論集五六卷四号二三四～二五
八頁（二〇〇五年一月）
- 112 「近代市民法とジェンダー秩序」三成美保編『ジェンダー
の比較法史学』一〇五～一三三頁（大阪大学出版会、二〇〇
六年二月）
- 113 「法科大学院教育と新司法試験・新司法修習制度」（池田清
治との共著）法律時報七八卷二六～二五頁（二〇〇六年二月）
- 114 "Legal education reforms in Japan - Their background,
rationale and the goals to be achieved" Wisconsin
International Law Journal, Vol. 24, Number 1, Winter 2006,
pp. 207-222. (二〇〇六年九月)
- 115 「賃貸借契約」北村一郎編『フランス民法典の二〇〇年』
三九九～四三七頁（有斐閣、二〇〇六年一〇月）
- 116 「21世紀不法行為法学の課題と展望」榎澤能生編『法の基
本概念の explicatio y Kritik』一～一四頁（早稲田大
学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所「基本的法

概念のクリティック」研究会、二〇〇七年三月)

年三月)

117 「著作権の『間接侵害』と差止請求」知的財産法政策学研
究一四号一四三〜一九〇頁(二〇〇七年三月)

124 「相続させる」旨の遺言・再考」野村豊弘・床谷文雄編
『遺言自由の原則と遺言の解釈』三二〜五八頁(商事法務、
二〇〇八年六月)

118 「民法学から見た『私と公』」学術の動向二〇〇七年八月号
三五〜三九頁(二〇〇七年八月)

125 「戦後民法学の展開と法律時報」法律時報八〇巻一〇号
七八〜八二頁(二〇〇八年九月)

119 「総論・競争秩序と民法」NBL八六三号三九〜四七頁
(二〇〇七年八月)

126 「典型契約の見直しは必要か」椿寿夫・新美育文・平野裕
之・河野玄逸編『民法改正を考える』(法律時報増刊、日本
評論社)二九一〜二九四頁(二〇〇八年九月)

120 「公共の福祉・権利濫用・公序良俗」内田貴・大村敦志編
『民法の争点』(ジュリスト増刊、有斐閣)四八〜五一頁(二
〇〇七年九月)

127 「市场秩序と民法・消費者」現代消費者法一六七〜七八
頁(二〇〇八年一〇月)

121 「遺言による財産処分の方法・諸態様と遺産分割」岡部
喜代子・伊藤昌司編『現代家族法実務体系IV 相続2(遺言・
遺留分・涉外)』二二二〜二四八頁(新日本法規出版、二〇
〇八年二月)

128 「労働契約と人格的価値——労働契約法に寄せて」法律時
報八〇巻二二二〜二二九頁(二〇〇八年一月)

122 「著作権の『間接侵害』と差止請求」田村善之編著『新世
代知的財産法政策学の創成』二五三〜三〇八頁(有斐閣、二
〇〇八年二月)

129 「民法と平等原則——日本の状況の概観」北大法学論集五
九巻五号二五一四〜二五二七頁(二〇〇九年一月)

123 「民法学と公私の再構成」早稲田大学比較法研究所編『比
較の歴史のなかの日本法学——比較法学への日本からの発
信』四一六〜四五九頁(早稲田大学比較法研究所、二〇〇八
年三月)

130 「紹介・ムスタファ・メキ『一般利益と契約』」新世代法政
策学研究一四九〜一五三頁(二〇〇九年三月)

131 「私人による差別の撤廃と民法学——外国人差別問題と女
性差別問題」国際人権二〇号三八〜四三頁(二〇〇九年一〇
月)

131 「私人による差別の撤廃と民法学——外国人差別問題と女
性差別問題」国際人権二〇号三八〜四三頁(二〇〇九年一〇
月)

131 「私人による差別の撤廃と民法学——外国人差別問題と女
性差別問題」国際人権二〇号三八〜四三頁(二〇〇九年一〇
月)

- 132 「川島市民社会論を改めて学ぶ」法律時報八二巻三号六七
 ～七四頁(二〇一〇年三月)
- 133 「多元分散型統御に向けての日仏の視線の交錯」吉田克己
 ／ムスタファ・メキ編『効率性と法、損害概念の変容——
 多元分散型統御を目指してフランスと対話する』二四三～二
 七三頁(有斐閣、二〇一〇年三月)
- 134 "Les sanctions en cas d'attentes à la concurrence : cas
 japonais" (Rapport national pour le Congrès 2006 de
 l'association d'Henri Capitant tenu au Maroc) (corédaction
 avec Toshitami Hienuki) in Travaux de l'Association Henri
 Capitant. La concurrence. Société de législation comparée, pp.
 401-413. (二〇一〇年四月)
- 135 「家族法改正で問われるべきもの」ジェンダーと法七号四
 ～一六頁(二〇一〇年八月)
- 136 「民法改正と民法の基本原則——民法(債権法)改正検討
 委員会『債権法改正の基本方針』をめぐる」法律時報八二
 卷一〇号六～一四頁(二〇一〇年九月)
- 137 「相続の効力」床谷文雄・犬伏由子編『現代相続法』六二
 ～一二六頁(有斐閣、二〇一〇年一〇月)
- 138 「家族法改正への若干の視点」中田裕康編『家族法改正
 ——婚姻・親子関係を中心に』三一九～三三二頁(有斐閣、
 二〇一〇年二月)
- 139 「法教義学の性格とその現代的意義——フランス・モデル
 を念頭に置いて」法律時報八三巻三号八六～九二頁(二〇一
 一年三月)
- 140 「都市法の近時の改正と公共性の再構成」法律時報八四巻
 二号六三～六八頁(二〇一二年二月)
- III 解説・小論・その他
- 1 「フランスの新離婚法——一九七五年七月一日の法律第
 六一七号および第六一八号」法律時報四八巻三号九六～一一
 一頁(稲本洋之助、フランス民法典研究会との共著)(一九
 七六年三月)
- 2 「土地所有権の変動は、どのような原因によって生じるか」
 など7項目執筆、稲本洋之助・真砂泰輔編『土地法の基礎』
 二九～三五頁、四八～五〇頁、七九～八五頁(一九七八年六
 月)
- 3 「開発・都市化と農業・農民」『労働運動市民運動法律事
 典』八二九～八四〇頁(大月書店、一九七九年六月)
- 4 「小説を通じての勉強」法紀七号五～六頁(新潟大学法学

- ゼミナール協議会、一九七九年)
- 5 「民法一部改正の要点——民法法人・準禁治産制度等の改正」不動産受験新報七七号二〇〜二四頁(一九八〇年四月)
 - 6 「仮登記担保契約法の基本的考え方」別冊不動産受験新報九三〜九九頁(一九八〇年五月)
 - 7 「民法(相続関係)改正のポイント」不動産受験新報八二号一四〜一九頁(一九八〇年九月)
 - 8 「用益物権」篠塚昭治・川井健編「講義 物権法・担保物権法」一三七〜一五二頁(青林書院新社、一九八二年一月)
 - 9 「市街地土地組合」「保留地」「土地活動プログラム」「土地取引規制と先買権」「長期整備区域ZAD」「土地取引介入区域ZIF」「一時的利用権設定」「土地税制の構造」「土地保有税」稲本洋之助・戒能通厚・田山輝明・原田純孝編著『ヨーロッパの土地法制』四七〜四九頁、七一〜七五頁、九〇〜九九頁、一〇三〜一〇六頁、一五五〜一五八頁、一六三〜一六五頁(東京大学出版会、一九八三年二月)
 - 10 「日本とフランスの番地表示」法紀二二一一三号五〜七頁(新潟大学法学ゼミナール協議会、一九八五年)
 - 11 「民法判例レビュー・不動産…裁判例の概観」判例タイムズ六一九号五一〜五五頁(一九八六年二月)
 - 12 「民法判例レビュー・不動産…裁判例の概観」判例タイムズ六四九号五九〜六九頁(一九八七年二月)
 - 13 「私の判例回顧 高度利用・立退料・正当事由」法律時報六一卷四号(臨時増刊・判例回顧と展望一九八八)一四二頁(一九八九年三月)
 - 14 「民法判例レビュー・不動産…裁判例の概観」判例タイムズ七〇七号六一〜六三頁(一九八九年一月)
 - 15 「フランス革命・人権宣言二〇〇年記念日仏国際シンポジウム」ジュリスト九四六号五四〜五六頁(一九八九年二月)
 - 16 「パリの都市再開発」区画・再開発通信二四〇号一頁(一九八九年二月)
 - 17 「フランス法(一九九〇年学界回顧)」(岡田信弘と共著)法律時報六二卷二三号一七六〜一八一頁(一九九〇年二月)
 - 18 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タイムズ七四三号四二〜四五頁(一九九一年二月)
 - 19 「居住賃貸借(メニユリイ法律改正)——賃貸借関係の改善を目指し、一九八六年二月三日の法律第一二九〇号の改正を定める一九八九年七月六日の法律第四六二号」日仏法学一七号一四三〜一四七頁(一九九一年三月)
 - 20 「私的自治の原則」法学セミナー四三八号三五頁(一九九

- 一年六月)
- 21 「家事調停における『法的判断』と人間関係調整」家事調停協会さつぽろ一五号三頁(一九九一年七月)
- 22 「フランス法(一九九一年学界回顧)」(岡田信弘と共著)法律時報六三卷一三号一八六〜一九二頁(一九九一年二月)
- 23 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タイムズ七七八号三八〜四二頁(一九九二年五月)
- 24 「フランス法(一九九二年学界回顧)」(岡田信弘と共著)法律時報六四卷一三号二〇〇〜二〇七頁(一九九二年二月)
- 25 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タイムズ八一七号五七〜五九頁(一九九三年八月)
- 26 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タイムズ八八五号六〇〜六三頁(一九九五年一月)
- 27 「借地借家法は、借地借家関係のどのような問題点についてどのように規定しているのか」「借地借家法は、旧借地法・借家法をどのように承継し、どのような点について変更したのか」「借地借家法では、借地借家関係に係る紛争を解決するために、どのような手段が準備されているのか」「借地借家法は、施行前に締結された借地借家関係に、どのような範囲で適用されるのか」篠塚昭次・吉永順作・永田眞三郎編『借地借家法の基礎知識(上)』一〜一七頁(青林書院、一九九五年一月)
- 28 「民法をはじめよう——震災・「オウム」を素材に 建物が壊れてもそこでもまた暮らすことができるか」法学セミナー四九七号四〇〜四三頁(一九九六年四月)
- 29 「法学部自主講座・民科法律学校」法の科学二五号(記念増刊号)『民科法律部会の五〇年』一二六〜一二八頁(一九九六年一〇月)
- 30 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タイムズ九四九号五七〜六〇頁(一九九七年一月)
- 31 「ここが疑問だ、定期借家権」法学セミナー五二二号一二〜一六頁(一九九八年五月)
- 32 「北海道大学における大学院改革の現状と展望」(池田清治と共著)ジュリスト一一六八号四五〜四七頁(一九九九年一月)
- 33 「転貸料債権に対する物上代位(早慶合同ゼミナール)」(鎌田薫・池田真朗との共著)法学教室三三五号一二三〜一二五頁(二〇〇〇年四月)
- 34 「あの先生の名授業を受けよう!——民法」『別冊法学セミナー 法学入門2000』七八〜七九頁(二〇〇〇年四月)

- 35 「二二世紀の法学教育と法曹養成制度の構築——北海道大
学法学研究科の取り組みと構想」(池田清治との共著)『法律
時報増刊 シリーズ司法改革Ⅰ』三四五～三四六頁(二〇〇
〇年四月)
- 36 「民法判例レビュー・不動産…裁判例の概観」判例タイム
ズ一〇二四号六八～七一頁(二〇〇〇年五月)
- 37 「法学教育アンケート・北海道大学」法律時報七二巻八号
八一～八二頁(二〇〇〇年七月)
- 38 「大学が法曹養成にかかわる意味と今後の法学教育」『法律
時報増刊 シリーズ司法改革Ⅱ』五九～六七頁(二〇〇一年
一月)
- 39 「民法の基本的考え方と大原則」法学セミナー五五六号二
～五頁(二〇〇一年四月)
- 40 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タ
イムズ一〇七六号六九～七二頁(二〇〇二年二月)
- 41 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タ
イムズ一一二〇号五七～五九頁(二〇〇三年八月)
- 42 「法科大学院時代の法学部生へ」法学セミナー五九二号扉
(二〇〇四年四月)
- 43 「転貸借」鎌田薫ほか編『民事法Ⅲ 債権各論』一六五～
一七四頁(日本評論社、二〇〇五年四月)
- 44 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タ
イムズ一一七三号八九～九二頁(二〇〇五年五月)
- 45 「民法学へのいざない」『民法学の世界へ・市民社会はなに
を求めめるのか——サブリースをめぐる話題』(インタビュ
ー)法学セミナー六二八号二二～二九頁(二〇〇七年四月)
- 46 「民法学の問題——サブリースの問題(インタビュ)」
「問題の解答例と解説——賃貸借契約上の特約と借地借家法
をめぐる問題」法学セミナー六二九号二四～三三頁(二〇〇
七年五月)
- 47 「民法判例レビュー・不動産…今期の主な裁判例」判例タ
イムズ一一三四号二四～二八頁(二〇〇七年五月)
- 48 「請負における所有権の帰趨」千葉恵美子・潮見佳男・片
山直也編『Law Practice 民法Ⅱ』(商事法務)一一三～一一
八頁(二〇〇九年九月)
- 49 *Fémisation de la justice au Japon. in Mustapha Mekki
(sous la direction de). La féminisation des métiers de la
justice. Economica, mai 2011, p. 73-75. (二〇一一年五月)*
- 50 「財の多様化 (Diversification des biens)」法律時報八三巻
八号八九～九二頁(二〇一一年七月)

- 51 「第1回日仏物権法セミナーを終えて——ひとつの総括」
法律時報八三巻八号九八〜九九頁（二〇一一年七月）
- 52 「現代法の総体的把握と国際的理論交流」法の科学四二四号
四〜七頁（二〇一一年九月）
- IV 判例研究・判例解説
- 1 「母の死亡による相続について、共同相続人である子の存在が遺産の分割その他の処分後に明らかになったとしても、民法七八四条但書、九一〇条を類推適用することはできないとされた事例（最二判昭和五四年三月二三日民集三三巻二二九四頁）」法政理論二三巻二二五〜二二二頁（一九八〇年二月）
- 2 「破綻離婚における『事実上の別居』の意義（破毀院民事第二部一九七九年七月一日判決）」判例タイムズ四七一号
七八〜八一頁（一九八二年九月）
- 3 「フランス新借家法上の『住居への権利』の意義（破毀院民事第三部一九八三年一月二九日判決）」判例タイムズ六〇〇号四六〜四九頁（一九八六年七月）
- 4 「建築基準法四三条一項の規制と囲繞地通行権（高知地判昭和六〇年三月二六日判時一一七八号二三五頁）」判例タイムズ六一九号五五〜六〇頁（一九八六年二月）
- 5 「他人の土地の上に無権原で建築された建物の所有権の帰属（東京高判昭和六一年二月二四日判時一一二四号一九頁）」判例タイムズ六四九号六九〜七五頁（一九八七年二月）
- 6 「共同賃借人がいる場合の更新拒絶の意思表示の相手方（横浜地判昭和六一年一月二九日判タ六三四号一五六頁）」判例タイムズ六四九号七五〜八一頁（一九八七年二月）
- 7 「持分権の有償使用契約に基づく一人の共有者の共有建物全部の使用と新所有者に対するその対抗（東京高判昭和六三年八月三〇日判時一二九二号九四頁）」判例タイムズ七〇七号六三〜六八頁（一九八九年一月）
- 8 「登記簿の抜き取り改竄と登記官の閲覧監視義務（横浜地判平成二年二月一日判時一三四九号九七頁、東京地判平成二年四月一七日判時一三四九号七六頁）」判例タイムズ七四三号四五〜五〇頁（一九九一年二月）
- 9 「共用設備のある倉庫と専有部分性（最二判昭和六一年四月二五日判時一一九〇号六七頁）」加藤一郎・森島昭夫編『不動産取引判例百選（第2版）』（有斐閣、別冊ジュリスト一一二号）二〇四〜二〇五頁（一九九一年七月）
- 10 「袋地の所有者が、民法二〇九条、二二一条、二二〇条お

- 号三九八頁)「判例タイムズ九四九号六〇〇六五頁(一九九七年一月)
- 20 「内縁夫婦による共有不動産の共同使用と一方死亡後の利用関係(最一判平成一〇年二月二六日民集五二卷一号二五五頁)」ジュリスト一五七号(臨時増刊平成一〇年度重要判例解説) 八六〇八七頁(一九九九年六月)
- 21 「いわゆる位置指定道路の通行妨害と妨害排除請求権(最一判平成九年二月一八日民集五一卷一〇号四二四一頁)」民商法雑誌二二〇卷六号一〇五〇〜一〇七〇頁(一九九九年九月)
- 22 「建築基準法上の接道要件と囲繞地通行権(最三判平成一年七月二三日判時一六八七号七五頁)」判例タイムズ一〇二四号七一〜七五頁(二〇〇〇年五月)
- 23 「共同相続人相互の間で一部の者が他の者を共同相続人でないものとしてその相続権を侵害している場合に相続回復請求権の消滅時効を援用しようとする者が立証すべき事項(最一判平成一年七月一九日民集五三卷六号一一三八頁)」判例時報一七二二号(判例評論四九八号)二〇九〜二二五頁(二〇〇〇年八月)
- 24 「宗教上の信念に基づく輸血拒否と無断輸血(最三判平成二年二月二九日民集五四卷二五八二頁)」『判例セレクト00』(法学教室二四六号別冊付録)二二頁(二〇〇一年三月)
- 25 「民法六〇二条の期間をこえる土地賃貸借と民法三九五条(最三判昭和三八年九月一七日民集一七卷八号九五五頁)」星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権(第5版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一五九号)一九六〜一九七頁(二〇〇一年九月)
- 26 「民法三九五条但書の解除の要件(最二判平成八年九月一三日民集五〇卷八号二二七四頁)」星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権(第5版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一五九号)一九六〜一九七頁(二〇〇一年九月)
- 27 「宅地並み課税と小作料増額請求(最大判平成一三年三月二八日民集五五卷二六号六一頁)」判例タイムズ一〇七六号七二〜七七頁(二〇〇二年二月)
- 28 「所有権の内容——美術著作物(最二判昭和五九年一月二〇日民集三八卷一号一頁)」『囲繞地通行権の成立(最一判昭和三七七年三月一五日民集一六卷三三五五六頁)』『囲繞地通行権の対抗要件(最二判昭和四七年四月一四日民集二六卷三三号四八三頁)』『囲繞地通行権——土地の分割譲渡による袋地の成立(最三判平成二年一月二〇日民集四四卷八号一〇三

- 七頁)「境界線付近の建築の制限(最三判平成元年九月一七日民集四三卷八号九五頁)」奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義 民法I——総則・物権』一五四～一五九頁(悠々社、二〇〇二年四月)
- 29 「非嫡出子の相続分規定は合憲か(最大決平成七年七月五日民集四九卷七号一七八九頁)」久貴忠彦・米倉明・水野紀子編『家族法判例百選(第6版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一六二号)一一四～一一五頁(二〇〇二年五月)
- 30 「特別区が設置した保養所において高齢者が客室内の四五センチメートルの段差を踏み外して転落した事故につき、客室の設置、管理の瑕疵が肯定された事例(東京地判平成一三年五月一七日判例時報一七六五号八〇頁)」判例時報一七九四号(判例評論五二五号)二〇七～二一〇頁(二〇〇二年一月)
- 31 「事業用ビル賃貸借契約の賃借人の更新拒絶による終了と賃貸人がその終了を再転借人に対抗することの可否(最一判平成一四年三月二八日民集五六卷三三六六二頁)」判例セレクト02(法学教室二七〇号別冊付録)二四頁(二〇〇三年三月)
- 32 「『景観利益』の法的保護(東京地判平成一四年一月一八日判時一八二九号三六頁)」判例タイムズ一一二〇号六七～七三頁(二〇〇三年八月)
- 33 「判例クロースアップ/最二判平成一五年七月一八日民集五七卷七号八九五頁、同最一判平成一五年九月一日裁時一三四七号六頁および最三判平成一五年九月一六日裁時一三三七号九頁・商工ローンにおける信用保証料のみなし利息性と過払金の元本充当」法学教室二八二号四二～四八頁(二〇〇四年三月)
- 34 「地代等自動改定特約と借地借家法一一一条一項(最一判平成一五年六月一二日民集五七卷六号五九五頁)」判例セレクト03(法学教室二八二号別冊付録)一九頁(二〇〇四年三月)
- 35 「法律行為の公序良俗違反を判断する基準時(最二判平成一五年四月一八日民集五七卷四号三六六頁)」私法判例リマークス二九号(二〇〇四年下)六～九頁(二〇〇四年七月)
- 36 「民法六〇二条の期間を超える土地賃貸借と民法旧三九五条(最三判昭和三八年九月一七日民集一七卷八号九五五頁)」星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選I 総則・物権(第5版・新法対応補正版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一七五号)一九六～一九七頁(二〇〇五年四月)
- 37 「民法旧三九五条但書の解除の要件(最二判平成八年九月一三日民集五〇卷八号二二七四頁)」星野英一・平井宜雄・

鎌田薫・山野目章夫編『不動産取引判例百選(第3版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一九二号) 九八〜九九頁(二〇〇八年七月)

九四八頁) 中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ 債権(第6版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一九六号) 一五六〜一五七頁(二〇〇九年四月)

47 「専有部分の意義——共用設備のある倉庫(最二判昭和六一年四月二五日判時一一九九号六七頁)」「安永正昭・鎌田薫・山野目章夫編『不動産取引判例百選(第3版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一九二号)一九〇〜一九一頁(二〇〇八年七月)

52 「期限の利益喪失特約と利息支払いの任意性(最二判平成一八年一月一三日民集六〇卷一頁)」「潮見佳男・長谷川貞之・清水恵介編『金融・消費者取引判例の分析と展開』(金融・商事判例増刊一三三六号)五八〜六一頁(二〇一〇年三月)

48 「非嫡出子の相続分規定は合憲か(最大決平成七年七月五日民集四九卷七号一七八九頁)」「水野紀子・大村敦志・窪田充見編『家族法判例百選(第7版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一九三号)一一八〜一九九頁(二〇〇八年一〇月)

53 「公道に至るための他の土地の通行権(囲繞地通行権)——自動車による通行(最一判平成一八年三月一六日民集六〇卷三三七三五頁)」「奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義 民法Ⅰ 総則・物権(補訂版) 追補判例集』二四頁(悠々社、二〇一〇年三月)

49 「複数の貸付における利息制限法の制限超過利息過払金の元本充当(最二判平成二〇年一月一八日民集六二卷一〇二八頁)」「ジュリスト増刊一三七六号『平成二〇年度重要判例解説』七九〜八〇頁(二〇〇九年四月)

54 「景表法違反と事業者団体による損害賠償請求(高山茶釜事件)」「東京高判平成一九年三月三〇日審決集五三卷一〇七二頁)」「舟田正之・金井貴嗣・泉水文雄編『経済法判例・審決百選』(有斐閣、別冊ジュリスト一九九号)二三六〜二三七頁(二〇一〇年四月)

50 「信賴関係破壊の法理(最二判平成八年一〇月一四日民集五〇卷九号二四三二頁)」「中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ 債権(第6版)』(有斐閣、別冊ジュリスト一九六号)一一八〜一九九頁(二〇〇九年四月)

55 「宗教団体による違法な勧誘行為——「法の華三法行」事件(民事責任)(名古屋地判平成二二年六月二七日判タ一一三一号一四八頁)」「廣瀬久和・河上正二編『消費者法判例百

51 「景観利益(最二判平成一八年三月三〇日民集六〇卷三三

選』(有斐閣、別冊ジュリスト二〇〇号)二四六～二四七頁(二〇一〇年六月)

56 「定期建物賃貸借契約の終了に当たり、賃貸人が契約期間満了後に借地借家法三八条四項の通知をした場合でも、通知の日から六か月を経過した後は契約の終了を賃借人に対抗できるとされた事例(東京地判平成二二年三月一九日判時二〇五四号九八頁)」判例時報二〇七五号(判例評論六一七号)一七九～一八三頁(二〇一〇年七月)

V 調査報告等

1 「大明見部落の入会」『昭和四七年度北富士入会調査・入会調査報告書第2分冊——富士吉田市大明見部落(1)』一～六二頁(一九七三年一月)

2 全国農地保有合理化協会『昭和四九年度農林省委託調査研究・S A F E Rの研究——先買権制度を中心として』(稲本洋之助・津守英夫・鎌田薫・池田恒男との共著)全一五五頁(一九七五年三月)

3 「農家相続と相続税・課題へのアプローチ」(利谷信義・渡辺治・古城誠・三木義一との共著)農政調査委員会『農家相続と相続税』一～一二七頁(一九七六年三月)

4 「未墾地賃貸借事例調査——石川県珠洲市」全国農地保有合理化協会『昭和五三年度未墾地賃貸借事例調査報告書』一二九～一五四頁(一九七九年七月)

5 「国営農地開発事業に係る未墾地賃貸借問題——石川県鳳至郡穴水町」全国農地保有合理化協会『昭和五四年度未墾地賃貸借事例調査報告書』二九～七〇頁(一九八〇年三月)

6 北陸農政局『昭和五四年度構造改善基礎調査——新潟県白根市東萱場、下茨、戸石新田地区』全四六頁(一九八〇年三月)

7 「長期整備区域Z.A.D」日本不動産研究所『昭和五五年度国土庁土地局委託調査・フランスの土地利用制度と運用の実態——土地利用調整のための規制誘導手法』七～六六頁(一九八一年二月)

8 「入会原野の草地改良事業に係る未墾地賃貸借問題——大分県久住飯田地区」全国農地保有合理化協会『昭和五五年度未墾地賃貸借事例調査報告書』二九～八二頁(一九八一年三月)

9 「市街地土地組合A.F.U」日本不動産研究所『昭和五五年度国土庁土地局委託調査・フランスの土地利用制度と運用の実態II——市街地の開発・整備と都市計画法制』一四三

- （一九四頁（一九八二年三月）
- 10 北陸農政局『昭和五十六年度構造改善基礎調査——新潟県西蒲原黒埼町』全六〇頁（一九八二年三月）
- 11 「フランスの市街地再開発」（稲本洋之助との共著）日本不動産研究所『昭和五十九年度国土庁土地局委託調査・フランス・西ドイツの都市再開発制度の実態』四九〜八六頁（一九八五年三月）
- 12 「フランスの借地・借家制度」（稲本洋之助名義の調査報告の一部を分担執筆）日本住宅総合センター『欧米諸国の借地・借家制度 調査報告編』九〜六四頁（一九八五年二月）
- 13 北陸農政局『昭和六一年度構造改善基礎調査——富山県下新川郡入善町笹原地区』全四三頁（一九八七年三月）
- 14 「開拓未処分地実態調査報告・北海道千歳市アウサリ地区」「同小樽市伍助沢地区」全国開拓振興協会『昭和六一年度開拓未処分地実態調査報告書』（一九八七年三月）
- 15 「フランスにおける市街地縁辺部の土地利用調整の問題と手法」三菱総合研究所『昭和六一年度国土庁土地局委託調査・諸外国における市街地縁辺部の土地利用調整の問題と手法に關する調査報告書』八六〜一二九頁（一九八七年三月）
- 16 「借地借家精通者意向調査新潟地域中間報告」日本住宅総合センター『借地・借家關係における紛争処理方式に關する調査研究』（一九八八年三月）
- 17 「開拓未処分地実態調査報告・北海道岩見沢市西向原地区」「同根室市別当賀地区」全国開拓振興協会『昭和六二年度開拓未処分地実態調査報告書』九〜二六頁、二七〜四四頁（一九八八年三月）
- 18 「開拓未処分地実態調査報告・北海道空知郡南富良野町落合地区」「同十勝郡浦幌街ウツナイ地区」全国開拓振興協会『平成元年度開拓未処分地実態調査報告書』九〜二四頁、二五〜三八頁（一九八九年三月）
- 19 「ヨーロッパにおける土地利用調整に關する諸手法」三菱総合研究所『平成三年度国土庁土地局委託調査・適切な土地利用の調整等を通じた地域活性化に關する調査報告書』六〇〜一〇九頁（一九九二年三月）
- 20 農林水産省構造改善局農政部農政課『平成四年度農業構造改善基礎調査報告書——北海道北村』全五〇頁（一九九三年三月）

VI 書評

- 1 「石井啓雄『西ヨーロッパの村と街で——土地と農業構造

- 問題をめぐって」農政調査時報三九〇号四二頁（一九八九年三月）
- 2 「広中俊雄『契約とその法的保護』『契約法の研究』」加藤雅信ほか編『民法学説百年史』四二六～四三〇頁（三省堂、一九九九年一月）
- 3 「法教 Bookshelf 内田貴「契約の時代——日本社会と契約法」」法学教室二四八号八頁（二〇〇一年五月）
- 4 「司法改革を視野に収めた日本法システム変容の分析——田中成明「転換期の日本法」」岩波書店「法学セミナー」五五九号一一八頁（二〇〇一年七月）
- 5 「私の書評・加藤雅信『新民法大系Ⅰ 民法総則』」書斎の窓五二二号四九～五二頁（二〇〇三年二月）
- 6 「河合雄雄Ⅱ加藤雅信編『人間の心と法』——印象論の世界から実証的法意識論へ」法律時報七六卷二九三～九六頁（二〇〇四年三月）
- 7 「岩井宜子編『ファミリー・バイオレンス』（尚学社、二〇〇八年）」ジェンダーと法六号一二八～一二九頁（二〇〇九年七月）
- 8 「大村敦志「学術としての民法Ⅰ二〇世紀フランス民法学から、Ⅱ新しい日本の民法学へ」」ジュリスト一三九四号六〇頁（二〇一〇年二月）
- 9 「常松淳「責任と社会」」法社会学七四号二一一～二一六頁（二〇一一年三月）
- VII 翻訳
- 1 農林省構造改善局農政部農政課「サフェル S. A. F. E. R（フランス農地関係資料）」（稲本洋之助・鎌田薫との共訳）全五五頁（一九七五年三月）
- 2 "Ordonnance japonaise no.443 du 22 septembre 1946 portant fixation des loyers des immeubles bâtis et non bâtis" (avec Nino Tomasini) Le Bulletin CERCOL, 1984 No.4, 12/1984.
- 3 "Textes législatifs relatifs aux relations entre bailleurs et locataire au Japon", Le Bulletin CERCOL, 1985 No.3, 9/1985.
- 4 ミシエル・モロー「消費者保護とフランス契約法」ジュリスト一〇三四号八九～九三頁（一九九三年一月）
- 5 ミシエル・モロー「フランス法における土地所有権——近時の動向」北大法学論集四六卷六号二一五～二二七頁（一九九六年三月）
- 6 ユーグ・ペリネⅡマルケ「フランスにおける建築契約」北

- 大法学論集四八巻五号二〇三〜二一九頁（一九九八年一月）
- 7 ジャン・ロイ・スリウー「日本民法草案に対するボワノンナードの影響」法律時報七一巻二号四〇〜四七頁（一九九九年二月）
- 8 フイリップ・レミイ「ベル・エポック期のフランス民法学——「プラニオル」北大法学論集五二巻五号二二〇〜二五五頁（二〇〇二年一月）
- 9 ミュリエル・シャニイ「競争秩序における債務法——フランス法からの考察」北大法学論集五八巻五号「1」〜「34」頁（二〇〇八年一月）
- 10 ミュリエル・シャニイ「競争法と損害賠償訴権」北大法学論五八巻五号「35」〜「50」頁（二〇〇八年一月）
- 11 ムスタファ・メキ「契約の諸機能と一般利益——契約化現象に関する若干の考察」（齋藤由起との共訳）新世代法政策学研究一号一五七〜二〇六頁（二〇〇九年三月）
- 12 「財産に関する民法典第2編の改正準備草案（翻訳）」「民法典第2編の改正準備草案（条文訳）」（吉田克己、小柳春一郎、金山直樹、平野裕之、片山直也、吉井啓子）民商法雑誌一四一巻一号一四三〜一七五頁（二〇〇九年一〇月）
- 13 ムスタファ・メキ「効率性と法——一般理論の試み」吉田克己／ムスタファ・メキ編『効率性と法、損害概念の変容——多元分散型統御を指してフランスと対話する』五〜一一三頁（有斐閣、二〇一〇年三月）〔業績I 6〕
- 14 マチルド・プトネ「環境に対して引き起こされた損害の賠償」吉田克己／ムスタファ・メキ編『効率性と法、損害概念の変容——多元分散型統御を指してフランスと対話する』三二七〜三六八頁（有斐閣、二〇一〇年三月）〔業績I 6〕
- 15 ムスタファ・メキ「民事責任法における損害の位置」吉田克己／ムスタファ・メキ編『効率性と法、損害概念の変容——多元分散型統御を指してフランスと対話する』四〇五〜四四九頁（有斐閣、二〇一〇年三月）〔業績I 6〕
- Ⅷ 学会報告等
- 1 「フランス商事貸借法制——『営業所有権』とその動揺」日本私法学会個別報告（一九八〇年一〇月）〔↓業績II 1〕
- 2 「有益費償還請求権の法律構成」農業法学会シンポジウム「農地賃貸借と有益費問題」報告（一九八二年五月）〔↓業績II 16〕
- 3 「フランスの土地・住宅政策の最近の動向」日仏法学会定例総会報告（一九八七年一月）〔↓業績II 26〕

- 4 「国家機能の変化と法——土地・開発・住宅」民科法律部
会学術総会シンポジウム「国家機能の変化と法」報告（一九
八八年一〇月）（↓業績Ⅱ30）
- 5 「土地基本法体制論——土地をめぐる企業・市民・国家」
民科法律部会学術総会シンポジウム「現代日本法の位相
——現代日本の構造的特質と法・法学の役割」報告（一九
九〇年一〇月）（↓業績Ⅱ38）
- 6 「介護と家族——家族による介護は無償サービスであるべ
きか」学術会議主催シンポジウム「高齢化社会と介護システ
ム」報告（一九九五年一月）（↓業績Ⅱ68）
- 7 「フランス社会住宅立法の形成——『博愛』と『公共サー
ビス』の間」日本法社会学会学術総会個別報告（一九九六年
五月）（↓業績Ⅱ63）
- 8 「民主主義・自己決定・市民的公共性」民科法律部会五〇
周年記念シンポジウム「日本社会と民主主義」報告（一九九
六年一〇月）（↓業績Ⅱ71）
- 9 「現代社会の構造変容と民法学の課題——民法学と社会
像」日本私法学会シンポジウム報告（私法六〇号一六～二三
頁）（一九九七年一〇月）
- 10 “Une notion à la japonaise de la propriété foncière”, 5e
Journées franco-japonaises, “l’immeuble”, Paris. (一九九七
年一〇月) (↓業績Ⅱ88)
- 11 「現代『市民社会』論の射程」民科法律部会学術総会シン
ポジウム報告（一九九八年一〇月）（↓業績Ⅱ87）
- 12 「総論・九〇年代日本法の変容」日本法社会学会ミニシンポ
ジウム「九〇年代日本法の変容」報告（二〇〇〇年五月）（↓
業績Ⅱ91）
- 13 「家族における〈公私〉の再編」日本法哲学会学術大会シ
ンポジウム「〈公私〉の再構成」報告（二〇〇〇年一月）（↓
業績Ⅱ95）
- 14 「近代市民法とジェンダー秩序」法制史学会シンポジウム
「ジェンダーの法史学——近代法の再定位・再考」報告（二
〇〇三年四月）（↓業績Ⅱ106、Ⅱ112）
- 15 「現代不法行為法学の課題——被侵害利益の公共化をめ
ぐって」民科法律部会ミニシンポジウム「現代不法行為法学
の課題——被侵害利益の公共化をめぐって」報告（二〇〇
四年一月）（↓業績Ⅱ110）
- 16 “Legal education reforms in Japan – Their background,
rationale and the goals to be achieved” The International
Conference on Legal Education Reform: Reflections and

Perspectives, at National Taiwan University. (二〇〇五年

九月) (↓業績Ⅱ114)

17 「規範的社會理論としての市民社會論」日本法社會学会ミ

ニシンポジウム「市民法学・市民法論の現在」報告(二〇〇六年五月) (↓清水誠・篠原敏雄「市民法学・市民法論の現在」法律時報七九卷二三号三六七～三六九頁(二〇〇七年一月)に概要の紹介がある。)

18 「民法学における公私の再構成」早稲田大学比較法研究所

主催連続講演会講演(二〇〇六年七月) (↓業績Ⅱ123)

19 "Les sanctions en cas d'attentes à la concurrence : cas japonais" (Rapport national pour le Congrès 2006 de l'Association d'Henri Capitant tenu au Maroc) アンリカピ

タン協会年次大会(モロッコ・フェズ)報告(二〇〇六年九月) (↓業績Ⅱ134)

20 「相統させる」旨の遺言・再考」日本私法学会シンポジウ

ム「遺言自由の原則と遺言の解釈」報告(二〇〇六年一月) (↓業績Ⅱ124)

21 「現代不法行為法学の課題と展望——被害利益の変容を

中心として」神戸大学・早稲田大学21世紀COE合同研究会「民事責任理論の課題と展望」における報告(二〇〇七年九

月)

22 「総論・競争秩序と民法」日本私法学会シンポジウム「競

争秩序と民法」報告(二〇〇七年一月) (↓業績Ⅱ119)

23 「私人による差別の撤廃と民法学」国際人権法学会シンポ

ジウム「国際人権法の国内実施の現在——私人・私企業による差別の撤廃をめぐる」報告(二〇〇八年一月) (↓業績Ⅱ131)

24 「市場秩序と民法・消費者」消費者法学会創立大会シンポ

ジウム「消費者法のアイデンティティ」報告(二〇〇八年一月) (↓業績Ⅱ127)

25 「家族法改正で問われるべきもの」ジェンダー法学会シン

ポジウム「家族法改正——憲法、条約、ジェンダーの視点から」報告(二〇〇九年二月) (↓業績Ⅱ135)

26 "La diversification des biens et la relation d'appartenance",

Séminaire franco-japonais de droit des biens, Paris, 日仏物権法セミナー(パリ)における報告(二〇一〇年九月)

27 "Vers un droit des biens de vingt-et-unième siècle - une

synthèse du deuxième séminaire franco-japonais sur le droit des biens" 日仏物権法セミナー(札幌)における報告(二〇一一年九月)

- 28 「第三者による精子・卵子の提供と市場・自己決定権」ジェンダー法学会シンポジウム「自己決定権とジェンダー」報告（二〇一一年二月）
- Ⅹ 座談会・シンポジウム参加等
- 1 農業法学会シンポジウム「農地賃貸借と有益費問題」（報告に基づく討論への参加）農業法研究一八号五九〜八〇頁（一九八三年五月）
- 2 不動産学会研究集会「借地・借家法改正問題に関する研究集会」（コメント）土地住宅問題一四二号一〜四三頁（一九八六年六月）、同一六五号七六〜一〇〇頁（一九八八年六月）に再録。
- 3 都市的土地利用研究会シンポジウム「定期借地権」（総括）法律時報六二巻九号八〇〜八二頁（一九九〇年八月）
- 4 日本土地法学会シンポジウム「四全総を北海道から考える」（司会と討論への参加）日本土地法学会「土地利用計画の変更・抵当制度の再検討・四全総の検討」二〇一〜二二七頁（有斐閣、一九九三年七月）
- 5 民科法律部会学術総会シンポジウム「日本の企業社会・国家の再編と法的改革」（コメント）「競争原理と借地借家法改正」（一九九五年一〇月）（↓業績Ⅱ56）
- 6 座談会「定期借家権をめぐって」（阿部泰隆、岩田規久男、瀬川信久、野村豊弘（司会）、吉田克己）ジュリスト一一二四号四〜四〇頁（一九九七年二月）
- 7 日本私法学会シンポジウム「転換期の民法学」（報告に基づく討論への参加）私法六〇号四八〜一〇五頁（一九九八年四月）
- 8 座談会「不動産所有権の現代的諸問題——第5回日仏法學共同研究集会」（大村敦志、鎌田薫、北村一郎（司会）、久保茂樹、瀬川信久、滝沢正、原田純孝、樋口陽一、星野栄一、山野目章夫、吉田克己）ジュリスト一一三四号五八〜八三頁（一九九八年六月）
- 9 座談会「末弘法学と現代——二世紀の法学を展望する」（戒能通厚（司会）、石田眞、吉田克己、広渡清吾、水林彪）法律時報七〇巻二二三〜五九頁（一九九八年一月）
- 10 日本私法学会シンポジウム「民法一〇〇年と債権法改正の課題と方向」（コメント）私法六一号五二〜五六頁（一九九九年四月）
- 11 日弁連シンポジウム「審議会の『基本的考え方』と各大学の構想」日弁連編『日本型ロースクールをどう創るのか——

- 公平性・開放性・多様性を確立するために」(パネリストとして討論に参加) 九〇四九頁(現代人文社、二〇〇一年一月)
- 12 日本学術会議第二部基礎法学研究連絡委員会主催シンポジウム「法曹養成と基礎法学」(コメント) (二〇〇二年二月)
- 13 私法学会拡大ワークショップ「短期貸借制度の改革」(コメント) 私法六五号一五五〜一五七頁(二〇〇三年四月)
- 14 都市・建築計画学会ワークショップ「景観利益の法的規律——都市・建築計画学、法と経済学を踏まえて」(報告とそれに基づく討論への参加) 都市住宅学四八号五九〜六七頁(二〇〇五年一月)
- 15 科研基盤Aシンポジウム「競争秩序への多元的アプローチ——実定法学のクロスロード」(趣旨説明、報告および討論への参加) 北大法学論集五六卷一号一九九〜二〇〇頁、二四九〜二六三頁(二〇〇五年五月)、北大法学論集五六卷三号一三五八〜一三八〇頁(二〇〇五年九月)
- 16 科研基盤Aシンポジウム「環境秩序への多元的アプローチ——実定法学のクロスロード」(趣旨説明、報告および討論への参加) 北大法学論集五六卷三号一二七五〜一二七六頁、一三二〇〜一三三二頁(二〇〇五年九月)、北大法学論集五六卷四号一七八六〜一八一〇頁、一八一五〜一八四七頁(二〇〇五年一月)
- 17 日本私法学会シンポジウム「契約観・訴訟観・法意識の国際比較」(コメント) 私法六八号九九〜一〇二頁(二〇〇六年四月)
- 18 座談会「家族法の改正に向けて(上)(下)」(内田貴、大村敦志、角紀代恵、窪田充見、高田裕成、道垣内弘人、中田裕康(司会)、水野紀子、山本敬三、吉田克己(ゲスト)) ジュリスト一三二四号四六〜七八頁、一三三五号一四八〜一七九頁(二〇〇六年二月)
- 19 科研基盤Aシンポジウム「消費者法における公私の協働」(趣旨説明、コメントおよび討論への参加) 北大法学論集五七卷五号二一六三〜二一六四頁、二二一五〜二二二五頁、二二二六〜二二四五頁(二〇〇七年一月)、北大法学論集五七卷六号二六七〇〜二六九二頁(二〇〇七年三月)
- 20 北海道大学大学院法学研究科附属高等教育研究センター公開シンポジウム「景観権とその公共性」(淡路剛久・吉田克己・亘理格・長谷川晃)(北海道大学大学院法学研究科附属高等教育研究センター、Academia Juris Booklet 2006 No. 21) 全七〇頁(二〇〇七年三月)
- 21 日本私法学会シンポジウム「遺言自由の原則と遺言の解釈」

- (報告に基づく討論への参加) 私法六九号五八〜九三頁(二〇〇七年四月)
- 22 日本私法学会シンポジウム「競争秩序と民法」(報告に基づく討論への参加)私法七〇号三〜六〇頁(二〇〇八年四月)
- 23 座談会「憲法・行政法・民法における一般利益と公益」(アンテレ・ジュネラル)、「大村敦志(司会)、金山直樹、木村琢磨、辻村みよ子、中田裕康、樋口陽一、星野栄一、山元一、亘理格、吉田克己(誌上参加)」ジュリスト一三五三号六四〜九三頁(二〇〇八年四月)
- 24 科研基盤Aシンポジウム「都市環境における公私協働」(趣旨説明および討論への参加)北大法学論集五九卷六号三〇六一〜三〇六四頁、三二五〜三一八四頁(二〇〇九年三月)
- 25 北海道大学GCOEシンポジウム「消費者法の課題と展望」(司会)新世代法政策学研究二号一一九〜一四〇頁(二〇〇九年七月)
- 26 消費者法学会シンポジウム「消費者法のアイデンティティ」(報告に基づく討論への参加)消費者法第一号三三〜五六頁(二〇〇九年一〇月)
- 27 早稲田大学GCOE研究会「市民社会論の法学的射程」(コメントと討論への参加)季刊・企業と法創造(早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所)第六卷三号一三八〜一四四頁、一五二〜一五四頁(二〇一〇年二月)
- 28 北海道大学GCOEシンポジウム「Les transformations de la notion de préjudice», Parole d'ouverture et interventions, 新世代法政策学研究五号三二〜三五頁、一一七〜一五〇頁(二〇一〇年三月)
- 29 北海道大学GCOEシンポジウム「損害概念の変容——競争法と環境法と素材として」(趣旨説明、司会および討論への参加)吉田克己／ムスタファ・メキ編『効率性と法、損害概念の変容——多元分散型統御を目指してフランスと対話する』三七二〜四〇四頁(有斐閣、二〇一〇年三月)〔↓業績I6〕
- 30 北海道大学GCOEシンポジウム「東アジアにおける環境問題に対する法的対応」(企画趣旨説明)新世代法政策学研究六号二五〜二七頁(二〇一〇年四月)
- 31 日本消費者法学会シンポジウム「集团的消費者利益の実現と実体法の役割」(コメント)(二〇一一年一月)
- X 意見書
- 1 「札幌地裁宛・平成六年(行ウ)第五号不動産登記申請却

- 下処分無効確認請求事件（さすがた訴訟）意見書（北方領土における土地の登記能力）（村松法律事務所からの依頼）（一九九六年五月）
- 2 「最高裁宛・平成二二年（受）第五七四号、同（オ）第六七九号サブリース訴訟（センチュリータワー事件）意見書」（東京永和法律事務所からの依頼）（二〇〇〇年九月）（↓）升永英俊『サブリース訴訟・増補版』（千倉書房）三九七〜四三七頁（二〇〇三年二月）に収録。」
- 3 「札幌高裁宛・平成一三年（ネ）第一二〇号債務不存在確認等請求控訴事件（供花訴訟）意見書」（山田学法律事務所からの依頼）（二〇〇一年九月）
- 4 「最高裁宛・平成一三年（受）第一六四二号（特許権侵害訴訟）第一意見書」（東京永和法律事務所からの依頼）（二〇〇二年一月）（↓）「パテント・プールの独禁法上の違法性とその効力——アルゼ株式会社対日本電動式遊技機特許株式会社・特許実施料返還請求事件への鑑定意見書」『知的財産法政策学研究』創刊号九三〜一三二頁（二〇〇四年三月）として公表。」
- 5 「札幌高裁宛・平成一三年（ネ）第一二〇号債務不存在確認等請求控訴事件（供花訴訟）補充意見書」（山田学法律事務所からの依頼）（二〇〇二年四月）
- 6 「東京地裁宛・平成一三年（ワ）第一七七二号特許権持分移転登録手続等請求事件（中村修二特許権訴訟）意見書」（東京永和法律事務所からの依頼）（二〇〇二年四月）
- 7 「最高裁、東京高裁、東京地裁宛・平成一三年（受）第一六四二号（特許権侵害訴訟）第2意見書」（東京永和法律事務所からの依頼）（二〇〇二年九月）
- 8 「東京地裁宛・平成一五年（ワ）第一四二六九号サブリース訴訟（千倉書房事件）意見書」（東京永和法律事務所からの依頼）（二〇〇四年五月）
- 9 「東京地裁宛・平成一六年（ワ）第二二八六四号事件（住友信託銀行対ユーエフジェイホールディングス）への意見書（中間的合意の法的拘束力）」（東京永和法律事務所からの依頼）（二〇〇五年一月）
- 10 「最高裁宛・平成一七年（ネ受）第二七号事件および平成一七年（ネオ）第二二号事（南証券事件）意見書」（村松法律事務所からの依頼）（二〇〇五年五月）
- 11 「東京地裁宛・平成一六年（ワ）第二二八六四号事件（住友信託銀行対ユーエフジェイホールディングス）意見書（中間的合意違反の場合の損害賠償）」（東京永和法律事務所から

- の依頼) (二〇〇五年五月)
- 12 「日本商事仲裁協会宛意見書(独占販売代理店契約の更新拒絶の有効性)」(東京永和法律事務所からの依頼) (二〇〇五年六月)
- 13 「東京地裁宛・平成一七年(ワ)第八一七二号建築工事差止請求事件(玉川学園景観訴訟)意見書」(原告からの依頼) (二〇〇七年一月)
- 14 「札幌高裁宛・平成二〇年(ネ)第三四四号賃料請求控訴事件意見書(賃料自動増額特約の効力)」(村松法律事務所からの依頼) (二〇〇九年二月)
- 15 「札幌高裁宛・平成二一年(ネ)第二一七号賃貸借契約終了確認等請求控訴事件意見書(サブリース契約と正当事由)」(村松法律事務所からの依頼) (二〇〇九年九月)
- 16 「最高裁宛・平成二二年(ネオ)第五六号賃貸借契約終了確認等請求上告事件、平成二二年(ネ受)第六〇号賃貸借契約終了確認等請求上告受理申立事件意見書(サブリース契約と正当事由)」(村松法律事務所からの依頼) (二〇二〇年一月)
- 17 「東京高裁宛・平成二二年(ネ)第四八一号損害賠償請求控訴事件(みずほ証券誤発注事件)第一意見書」(西村あさひ法律事務所からの依頼) (二〇二〇年五月)
- 18 「東京高裁宛・平成二二年(ネ)第四八一号損害賠償請求控訴事件(みずほ証券誤注文事件)第二意見書」(西村あさひ法律事務所からの依頼) (二〇二〇年一月)
- 19 「東京地裁宛・平成二二年(ワ)第一八一七二号建物明渡請求事件意見書(サブリース契約と正当事由)」(あざさ総合法律事務所からの依頼) (二〇二一年一月)
- 20 「東京高裁宛・平成二二年(ネ)第四八一号損害賠償請求控訴事件(みずほ証券誤注文事件)第三意見書(過失相殺)」(西村あさひ法律事務所からの依頼) (二〇二一年二月)